

津島市 人権施策 推進プラン 2030

2021



2030

市長挨拶

人権とは、誰もが生まれながらに持っている「人が人として幸せに生きていくための権利」です。誰もが幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。

本市では、人権施策の推進を市政の重要な柱として位置付けており、平成16年に「津島市人権施策推進プラン」を策定して以来、同和問題（部落差別）、女性、子どもなど9つの人権問題を重要課題として、施策に取り組んでまいりました。

平成28年に、差別を解消するための3つの法律が施行されるなど、人権に関する様々な法制度が整備されてきていますが、社会状況等の変化に伴い、インターネットによる人権侵害やLGBT等の性的少数者に対する理解など、新たな課題も顕在化してきています。

こうした中、平成23年に策定した「津島市人権施策推進プラン」の計画期間が満了するにあたり、さらなる効果的な施策の推進を図るため、令和元年に実施した「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、このたび「津島市人権施策推進プラン2030」を策定しました。

プランに基づき、人権が尊重される社会の実現を目指し、市民の皆様と一緒に取り組んで参ります。

令和3年3月

津島市長 日比 一 昭



目 次

I	はじめに	1
1	計画の趣旨	1
2	計画期間	1
II	国・県・市の動向	2
1	国・県の動向	2
2	本市の動向	3
III	本市の現状	4
1	人口・社会動態	4
2	市民の意識	8
IV	計画の体系	21
V	計画の基本目標・基本的概念	22
VI	分野別課題と取組の方向	23
1	同和問題(部落差別)	23
2	女性	24
3	子ども	25
4	高齢者	26
5	障がいのある人	27
6	外国人	28
7	感染症患者等	29
8	インターネット	30
9	さまざまな人権	31
VII	基本施策の推進	32
1	人権教育・啓発の推進	32
2	相談・支援体制の充実	33
VIII	計画の推進	34
1	推進体制	34
2	職員研修	34
	資料編	35

1 計画の趣旨

「津島市人権施策推進プラン 2030（以下、「本プラン」という。）」は、平成 12 年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び、平成 30 年に施行した「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」に基づくものです。法律及び条例の趣旨に則り、本市における人権教育及び人権啓発の各施策を推進する基本的な指針となります。

本市では、平成 16 年と平成 23 年の 2 回「津島市人権施策推進プラン」を策定し、同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などさまざまな人権問題を重要課題に位置付けました。平成 23 年策定の推進プランでは、計画期間を 10 年と定めており、その中間時期にあたる平成 28 年 3 月には改訂版を策定し、インターネットによる人権侵害を新たな重要課題に加え、様々な問題の解決に向けて施策を推進してまいりました。

その改訂時期を迎えるにあたり、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応し、令和元年度に実施した「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を取り入れ、津島市人権施策推進審議会での審議を踏まえ、新たに本プランを策定します。

2 計画期間

このプランの期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
津島市人権施策推進プラン 2030 令和3～令和12年度									

<人権施策と SDGs>

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など 17 の目標と 169 のターゲットからなり、平成 27 年に国連サミットにおいて採択されました。持続可能な社会を目指し、「誰ひとり取り残さない」社会を基本理念としています。

本プランに基づいて人権施策を推進することにより、SDGs の達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 国・県の動向

世界では、20世紀に二度にわたる世界大戦を経験し、その反省と平和を願う世界的な取組により、昭和23年に、国際連合（以下「国連」という。）において「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言以降、人権が尊重される世界の実現をめざした取組が全世界的に進められていますが、人種差別や地域紛争に伴う顕著な人権侵害、難民の発生など、世界各地で依然として人権に関する深刻な問題があります。こうした中、平成27年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、誰ひとり取り残さない社会の実現をめざして、経済・社会・環境を含む広範な課題に統合的に取り組むものとされました。

わが国では、昭和22年に「日本国憲法」が施行され、憲法に掲げられた基本的人権の尊重の精神を受けて、さまざまな人権に関する法制度が整備されてきています。近年では、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」の施行（平成28年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行（平成28年）・改正（令和元年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行（平成28年）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の施行（平成28年）、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の一部を改正する法律」といった児童福祉に関わる法律の改正（平成29、30、令和元年）、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」の改正（平成30年）など、人権に関するさまざまな法制度が整備されています。また平成29年には、共生社会の実現に向けた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定され、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を推進することとされています。

一方、愛知県においても、平成9年に、「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を、全国の自治体に先駆けて行うなど、人権問題解消への取組を積極的に進めてきました。平成31年3月には、平成29年度の「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（改訂版）」が策定されるなど、一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに暮らせる社会の実現に向けた取組を進めています。

2 本市の動向

本市では、昭和54年に「津島市総合計画」を策定し、まちづくりの基本理念の一つに「憲法の精神を遵守し、平和を守り、民主主義を育てるとともに、差別をなくし、基本的人権を尊重しつつ、地方自治を確立する」を掲げ、人権尊重がまちづくりの基本であることを明らかにしています。そして、この総合計画に基づき「市民相互の信頼のもとに、社会的な差別や偏見をなくし、あかるい市民生活の実現につとめる」ことを目標にさまざまな施策を推進してきました。

また、同和問題（部落差別）については、昭和40年の国の同和对策審議会の答申や昭和44年の同和对策事業特別措置法の制定を踏まえ、昭和50年から同和行政の取り組みを開始しました。以来、同和問題（部落差別）を市政の重要課題として位置づけ、平成5年に議会において「部落差別撤廃宣言」を決議するなど、国及び県と連携しながら積極的な施策の展開に努めてきました。

こうした中で、上述した人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、平成12年に「津島市人権施策推進本部」を設置しました。この推進本部は、「人権教育・啓発に関する行動計画」の策定及び推進を施策の柱としており、平成16年には「人権施策推進プラン」を策定しました。

平成23年に策定しました「第4次津島市総合計画」の基本構想の中でも、人権施策の推進を市政の重要な柱として位置づけており、同和問題（部落差別）をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、広く人権思想の普及に努め、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合う地域社会を形成することを基本方針とし、「人権尊重のまちづくり」をめざして、行政、社会福祉協議会、ボランティア等が協働して取り組んでまいりました。

平成21年に、「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、平成23年に令和2年度までの期間として、「津島市人権施策推進プラン」を策定しました。

平成26年に市民の意識や実態を把握し、効果的な施策の推進を図るため「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。この結果やタウンミーティングによる市民の意見等を取り入れ、「人権施策推進プラン改訂版策定委員会」での審議を踏まえ、平成28年に「津島市人権施策推進プラン（改訂版）」を策定しました。

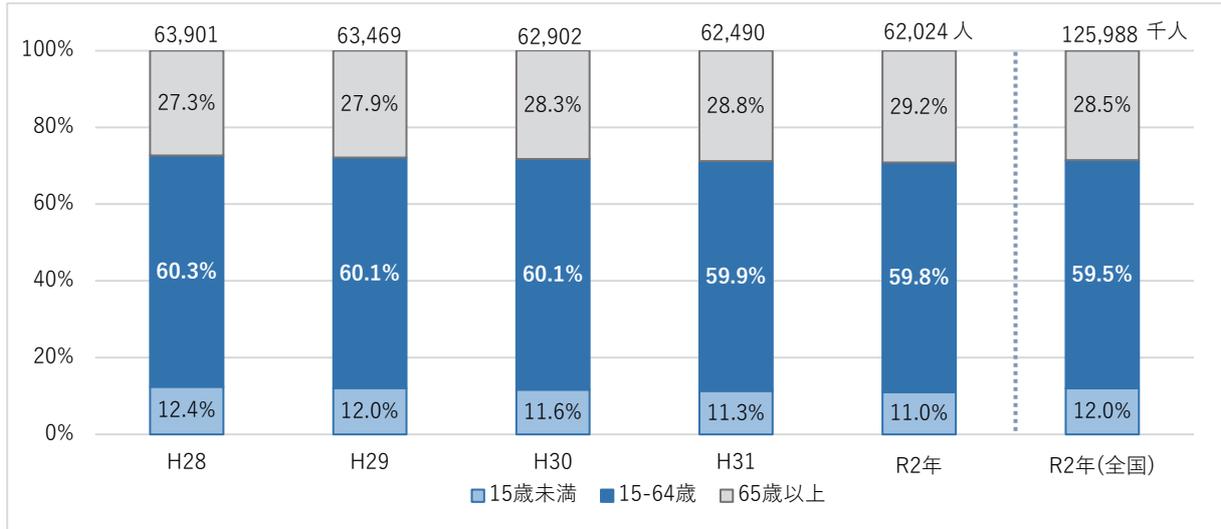
その後、平成30年には、人権が尊重されるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項などを定めた「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」を施行し、この条例の施行とともに津島市人権施策推進審議会を設置して、人権推進に取り組んでいます。令和元年には、市民の意識や実態を把握し、効果的な施策の推進を図るため「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

1 人口・社会動態

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

本市の人口は、令和2年4月1日現在で62,024人、総人口に占める15歳未満の年少人口率は11.0%（6,813人）、65歳以上の高齢化率は29.2%（18,096人）となっています。年々人口減少、少子高齢化が進み、全国と比較すると年少人口率は低く、高齢化率は高くなっています。

人口及び年齢3区分別人口比率の推移

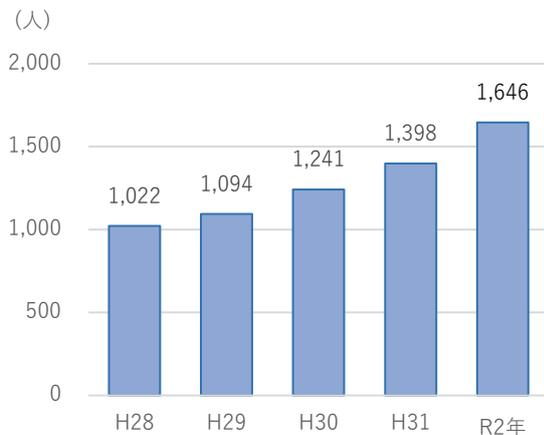


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）、全国は総務省統計局「人口推計」（令和2年1月1日現在）

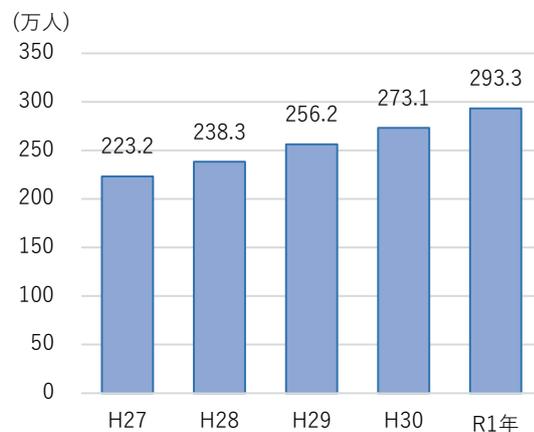
(2) 外国人人口の増加

本市の外国人人口は、令和2年4月1日現在で1,646人となっており、近年増加傾向にあります。全国的に在留外国人数は増加傾向にあり、令和元年12月末現在で293.3万人、愛知県は都道府県で2番目に多い28.1万人となっています。

外国人人口（津島市）



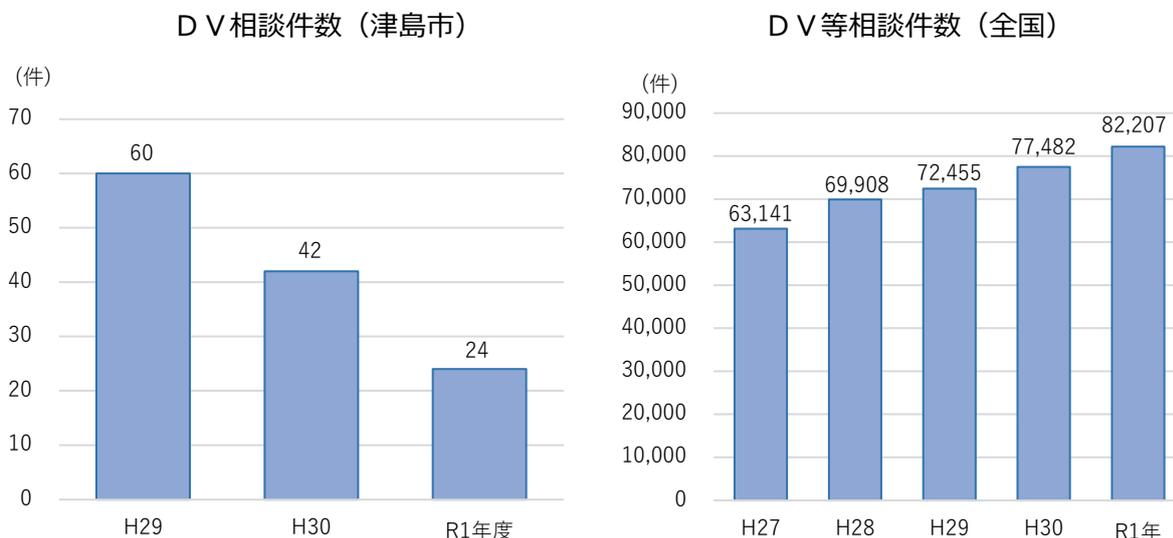
在留外国人数（全国）



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）
全国は在留外国人統計（各年12月末現在）

(3) 配偶者からの暴力等の全国的な増加

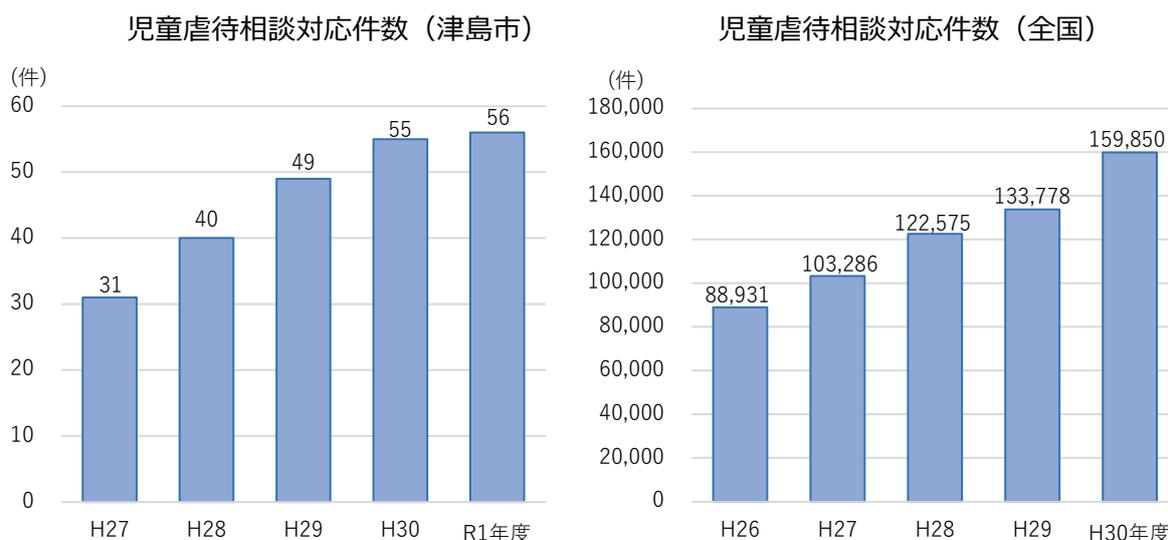
本市における配偶者からの暴力の相談件数は、令和元年度では24件あり、近年減少傾向にあります。全国的にドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）の相談件数は増加傾向にあり、令和元年では82,207件となっています。



資料：人権推進課、全国は警察庁資料

(4) 児童虐待の件数の増加

本市における児童虐待の相談対応件数は、令和元年度で56件となっており、近年増加傾向にあります。全国的に児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、平成30年度には159,850件（速報値）で過去最多となっています。

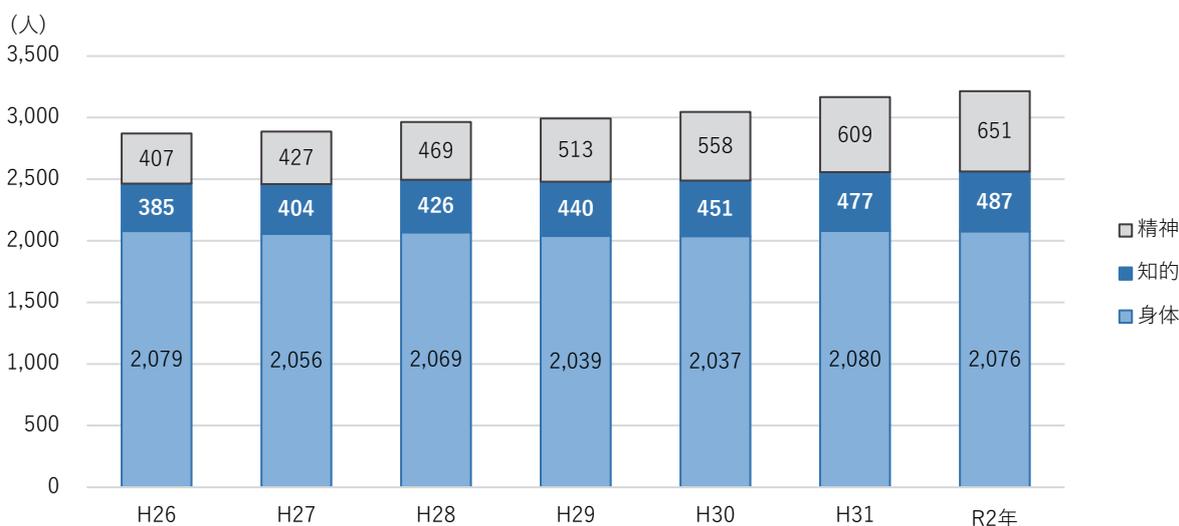


資料：子育て支援課、全国は厚生労働省資料（全国の平成30年度は速報値）

(5) 障がいのある人の人口増加

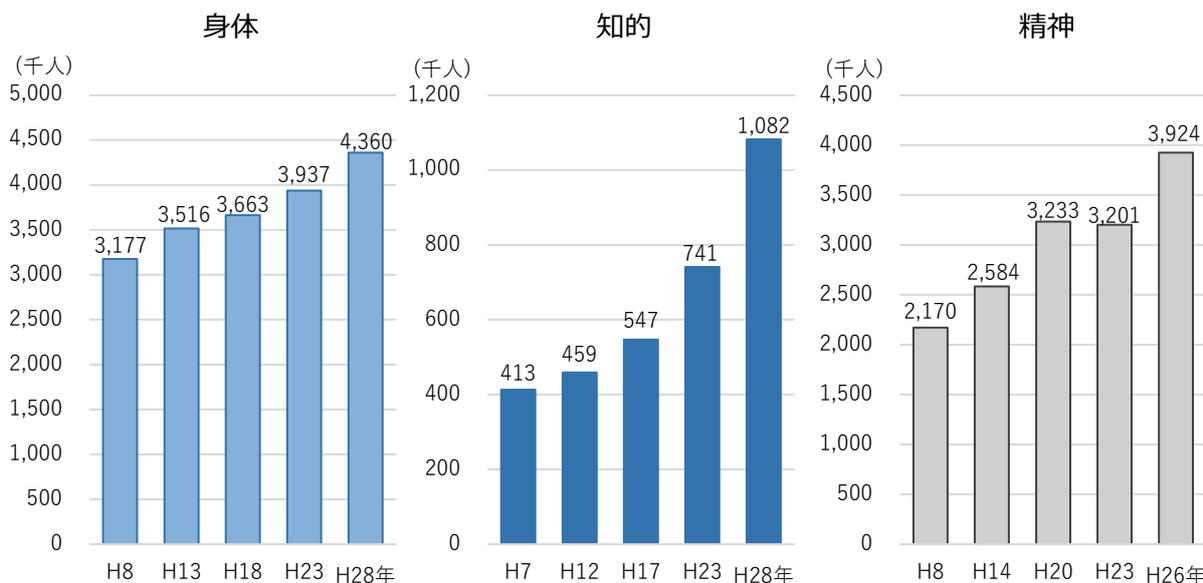
本市の障がいのある人の人口は、令和2年4月1日現在で3,214人となっており、増加傾向にあります。全国的に障がいのある人は増えており、厚生労働省の平成28年推計値によれば、身体、知的、精神の3障がいを合わせた障がいのある人の人数は約936.6万人※、人口の約7.4%に相当します。

障がいのある人の推移（津島市）



資料：福祉課(各年4月1日現在)

障がいのある人の推移（全国・推計値）



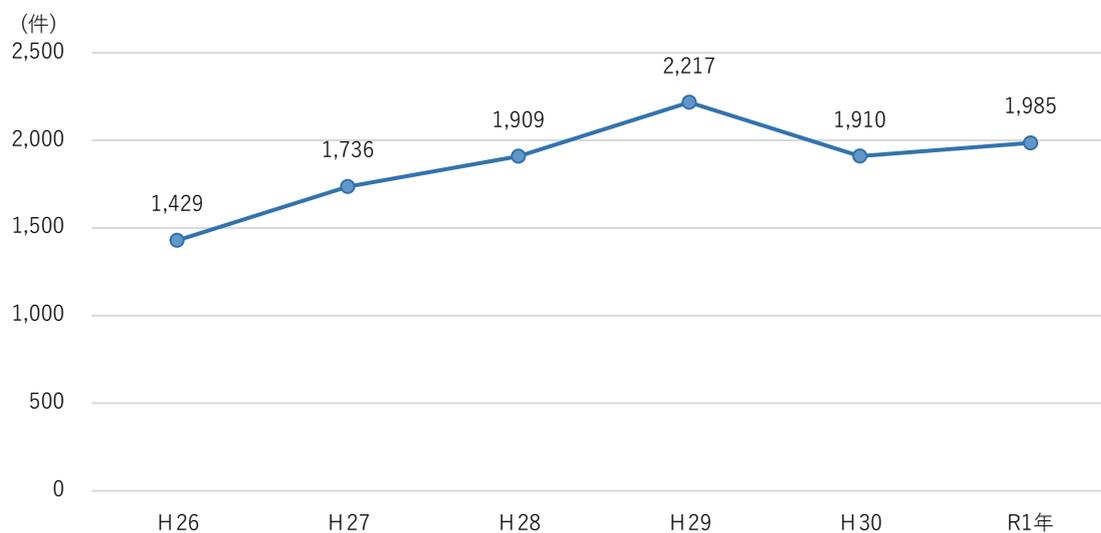
資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～平成18年）、「知的障害児（者）基礎調査」（～平成17年）、「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23、28年）、「社会福祉施設等調査」、「患者調査」に基づく推計値

※：平成28年の障がいのある人の人数約936.6万人は、身体、知的は平成28年の推計値、精神は平成26年の推計値の合計値

（6）インターネットによる人権侵害の増加

全国的にインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数が増えており、国の調査によれば、令和元年の件数は1,985件と、平成29年に次いで過去2番目に多い件数となっています。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数（全国）

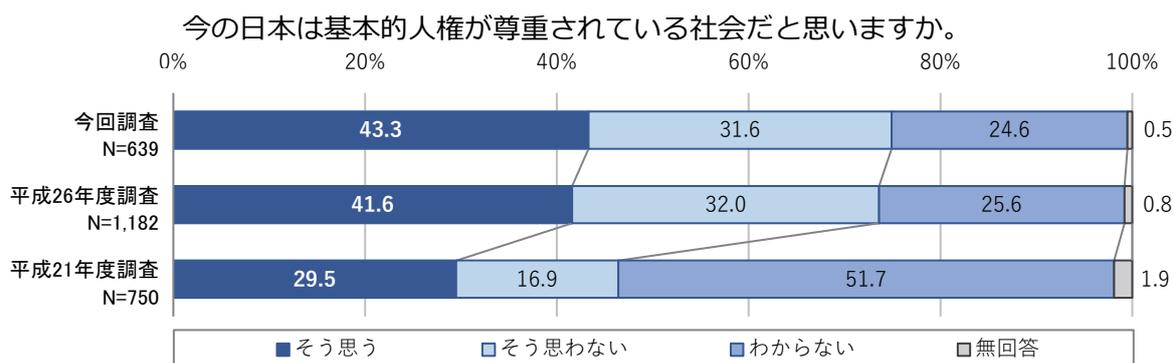


資料：法務省人権擁護機関

2 市民の意識

(1) 今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思う人が4割

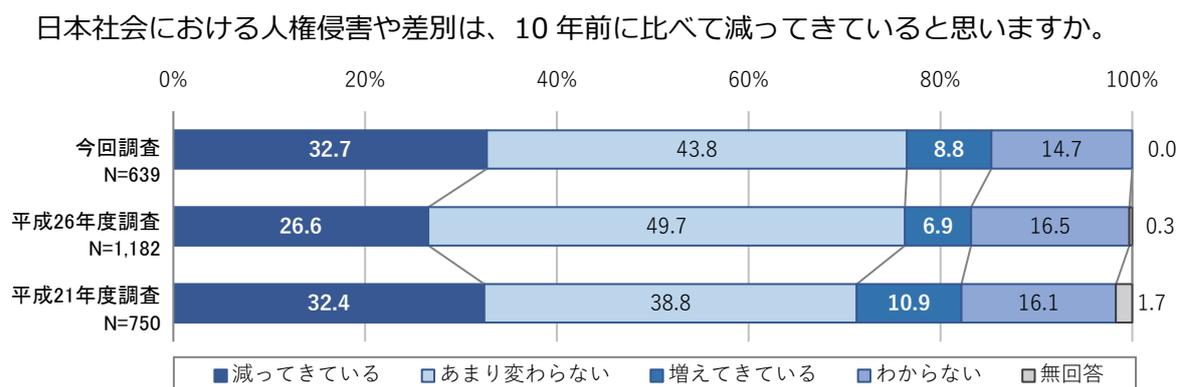
今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかどうかについて、「そう思う」が43.3%、「そう思わない」が31.6%となっています。過去2回の調査を比較すると、「そう思う」が増加傾向にあり、「わからない」が減少してきています。



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

(2) 日本社会における人権侵害や差別は10年前と比べて「あまり変わらない」が4割

日本社会における人権侵害や差別が10年前に比べて減ってきているかどうかについて、「あまり変わらない」が43.8%、「減ってきている」が32.7%となっています。10年前と比較すると、「あまり変わらない」は5.0ポイント増加し、「増えてきている」は2.1ポイント減少してきています。



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

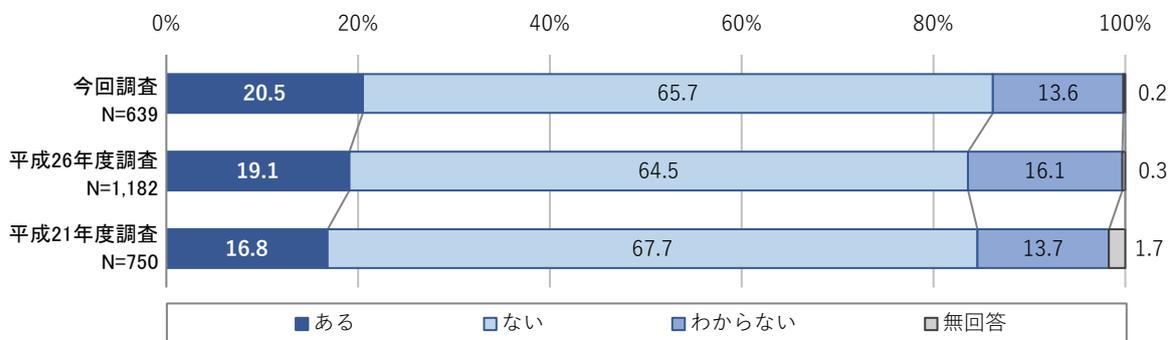
(3) この10年で自己的人権が侵害されたと思った人は2割

この10年ほどの間に、自己的人権が侵害されたと思ったことが「ある」と回答した人は20.5%います。過去2回の調査を比較すると、「ある」が増加傾向にあります。

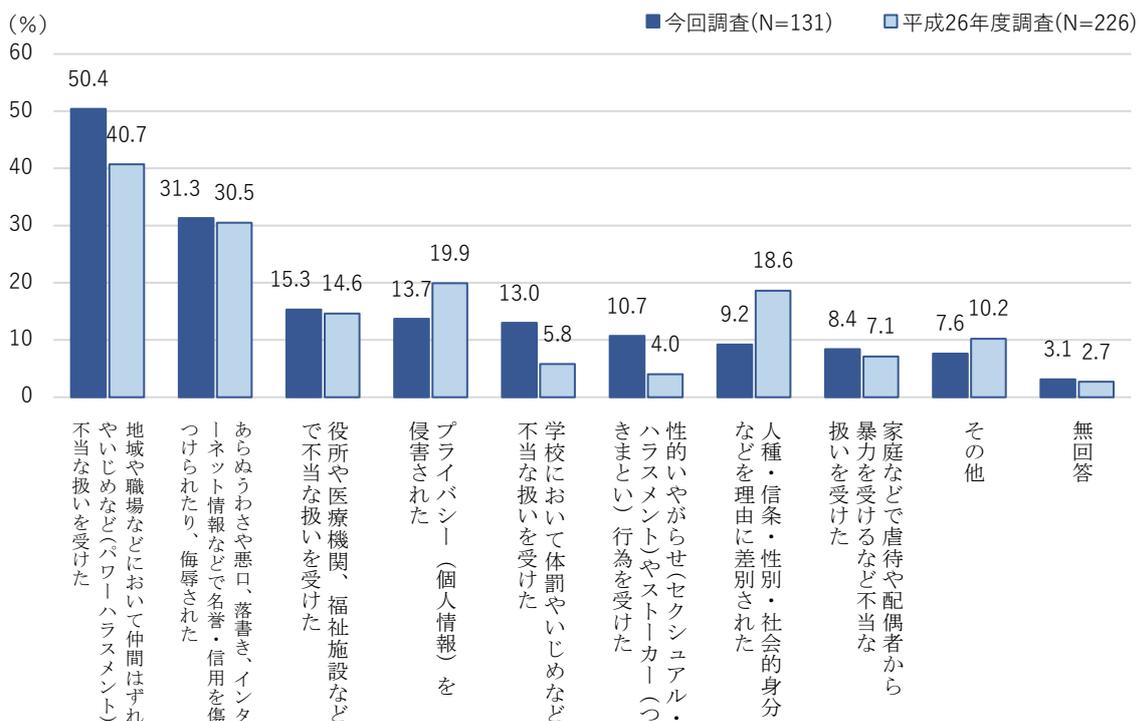
自己的人権を侵害されたと思ったのは、どんな場合であったかを聞くと、「地域や職場などにおいて仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた」が50.4%と最も高く、次いで「あらぬうわさや悪口、落書き、インターネット情報などで名誉・信用を傷つけられたり、侮辱された」31.3%、「役所や医療機関、福祉施設などで不当な扱いを受けた」15.3%の順に高くなっています。

なお、平成26年度調査と比較すると、「地域や職場などにおいて仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた」が9.7ポイント増加しています。

この10年ほどの間に、自己的人権が侵害されたと思ったことがありますか。



(上記で「ある」と回答した方について) 自己的人権を侵害されたと思ったのは、どんな場合であったかお聞かせください。



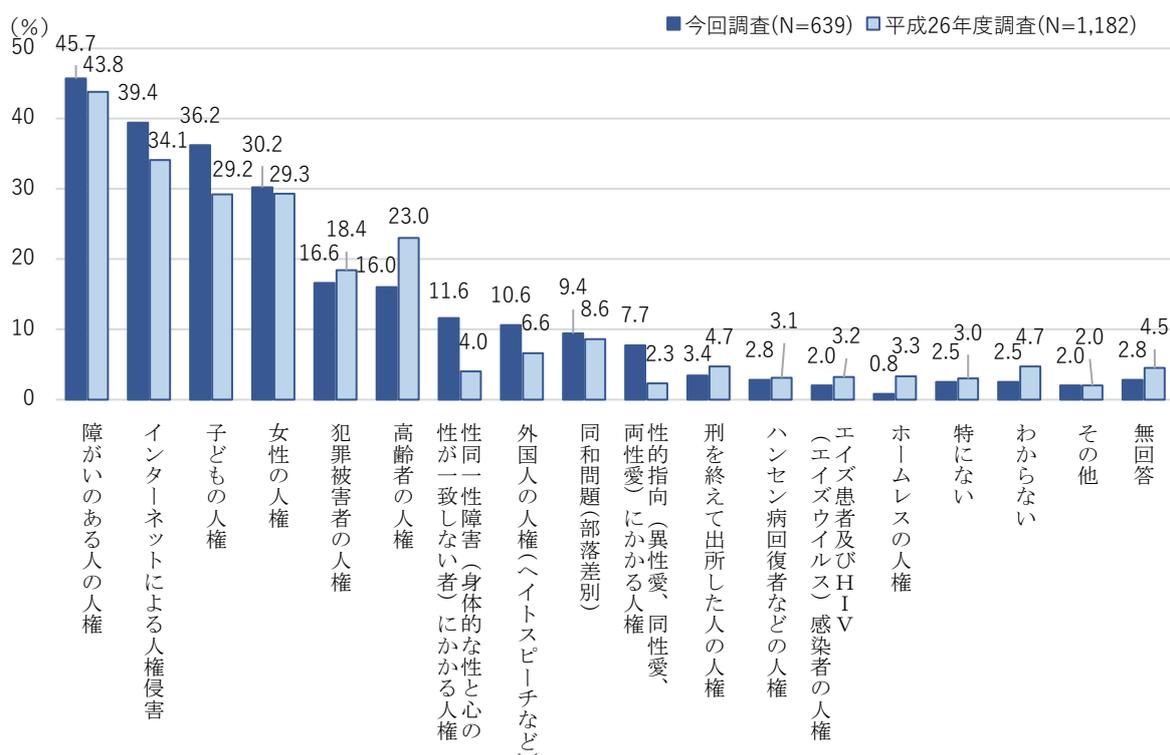
資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

(4) 人権課題の中で重要度の高いものは「障がいのある人」、「インターネット」、「子ども」、「女性」の順

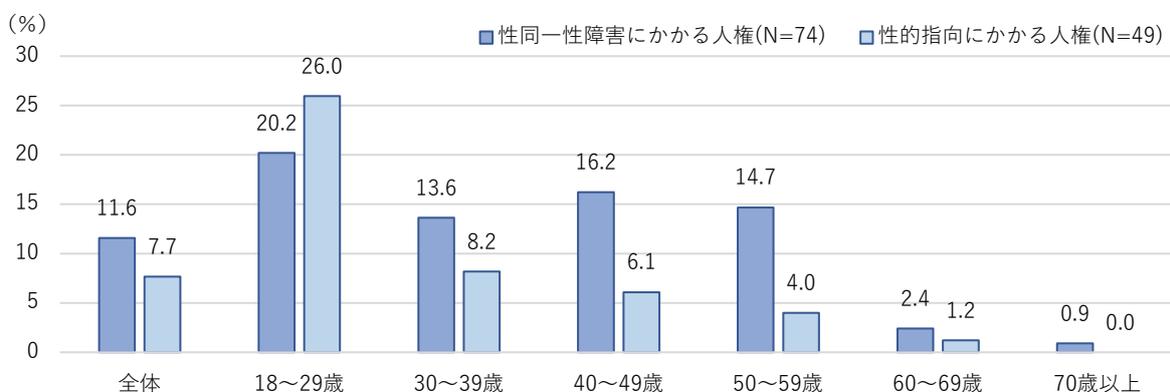
人権にかかわる様々な課題の中から重要度は、「障がいのある人の人権」が45.7%と最も高く、次いで「インターネットによる人権侵害」39.4%、「子どもの人権」36.2%、「女性の人権」30.2%の順に高くなっています。

年齢別でみると、「性同一性障害にかかる人権」と「性的指向にかかる人権」は18～29歳の若い世代の回答率が高くなっています。

人権にかかわる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。



年齢別「性同一性障害にかかる人権」と「性的指向にかかる人権」を回答した人の割合



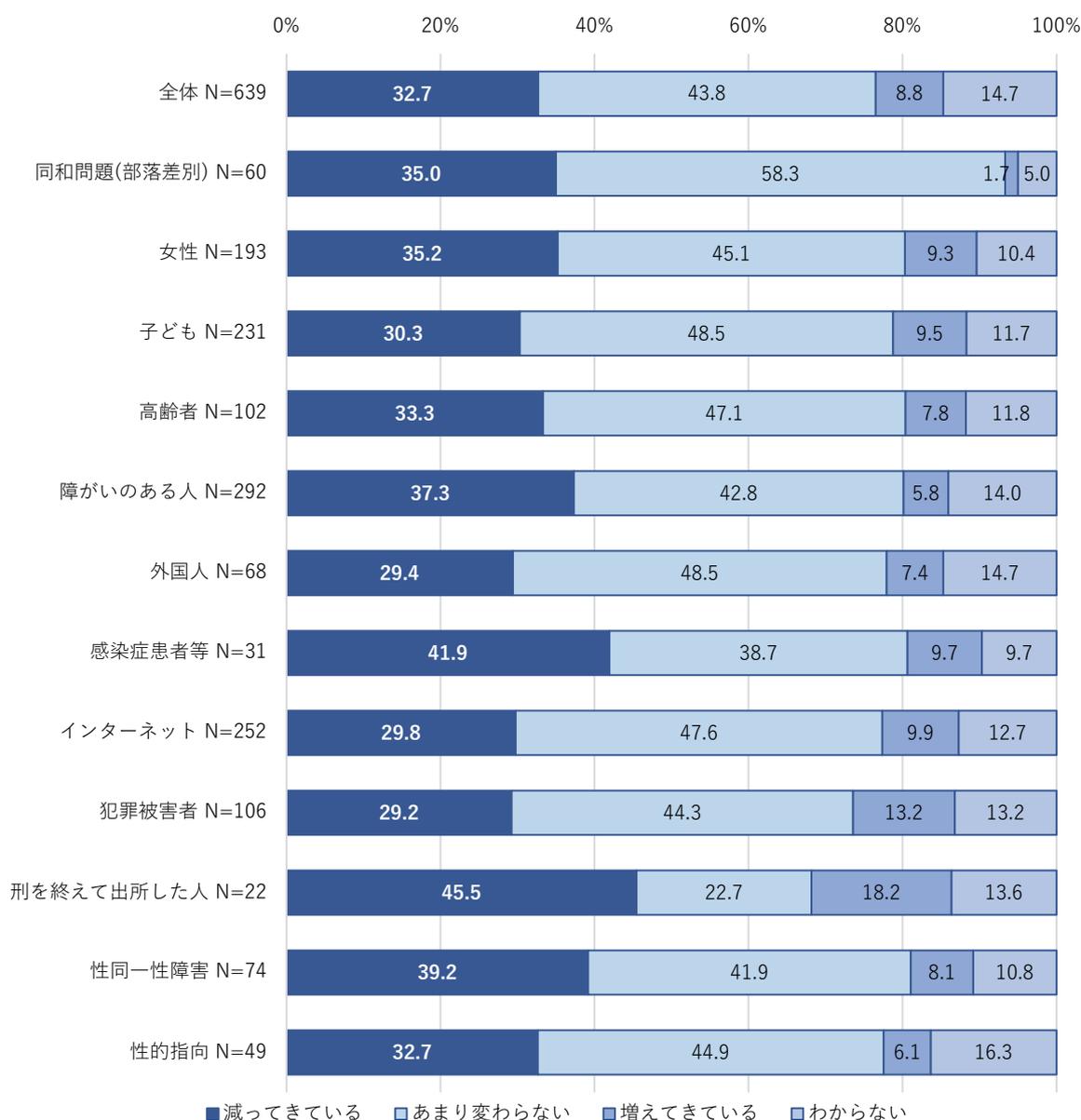
資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

(5) 人権侵害や差別が10年前と比べて「減ってきている」という回答率が低いのは「犯罪被害者」、「外国人」、「インターネット」、「子ども」など

人権にかかわる様々な課題ごとに、人権侵害や差別が10年前に比べて減ってきているかどうかを見たところ、「減ってきている」という回答率が高いのは、「刑を終えて出所した人の人権」45.5%、「感染症患者等（エイズ+ハンセン病患者）」41.9%、「性同一性障害に係る人権」39.2%、「障がいのある人の人権」37.3%の順となっています。一方、「減ってきている」という回答率が低いのは、「犯罪被害者の人権」29.2%、「外国人の人権」29.4%、「インターネットによる人権侵害」29.8%、「子どもの人権」30.3%の順となっています。

課題によって、人権侵害や差別が10年前と比べて「減ってきている」という実感が持てるものと持てないものに分かれている状況がうかがえます。

重要だと思う課題別×
日本社会における人権侵害や差別は、10年前と比べて減っているか



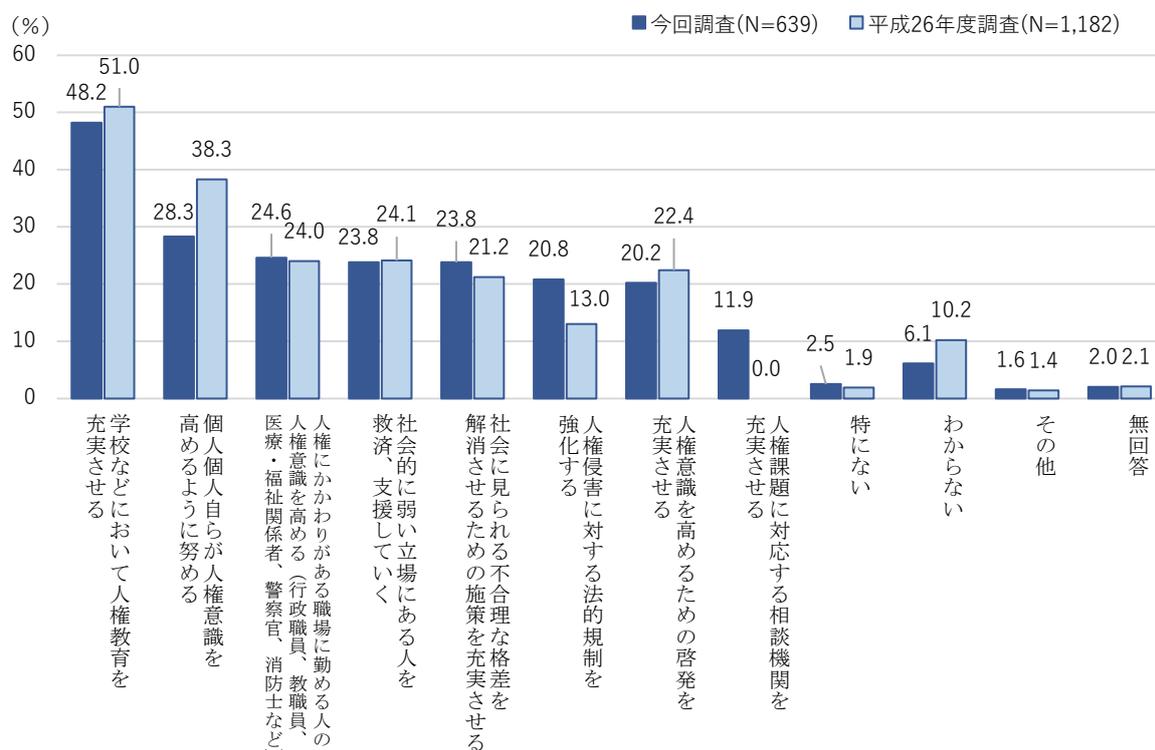
資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

(6) 人権が尊重される社会を実現するために必要な取組は、「学校などにおける人権教育の充実」など

人権が尊重される社会を実現するには、特にどのような取組が必要だと思うかについては、「学校などにおいて人権教育を充実させる」が48.2%と最も高く、次いで「個人個人自らが人権意識を高めるように努める」28.3%、「人権にかかわりがある職場に勤める人の人権意識を高める」24.6%の順に高くなっています。

平成26年度調査と比較すると、「個人個人自らが人権意識を高めるように努める」が10.0ポイント減少し、「人権侵害に対する法的規制を強化する」が7.8ポイント増加しています。

人権が尊重される社会を実現するには、特にどのような取組が必要だと思いますか。



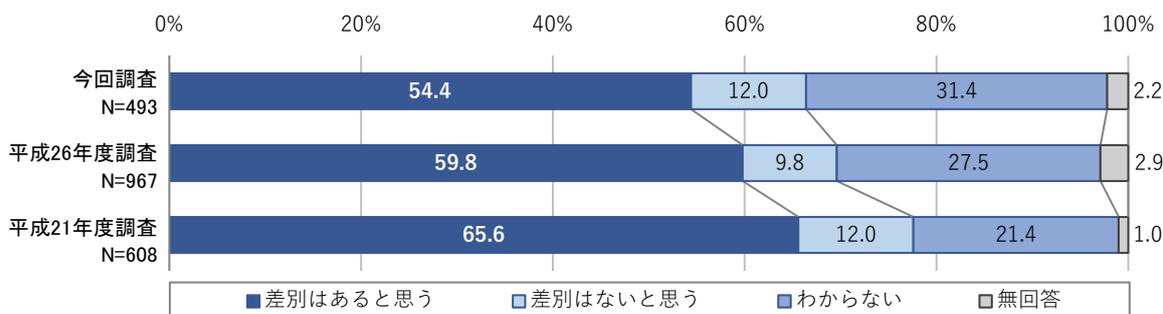
資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

(7) 同和問題(部落差別)－「結婚」「日常の付き合い」などで依然として差別意識が残る

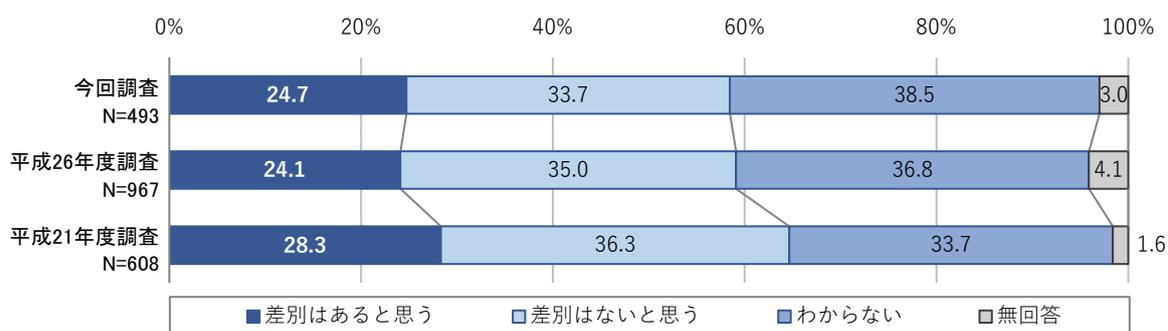
「結婚」、「日常の付き合い」については、「差別があると思う」が「差別はないと思う」を上回っています。

あなたは、今でも同和問題(部落差別)があると思いますか。

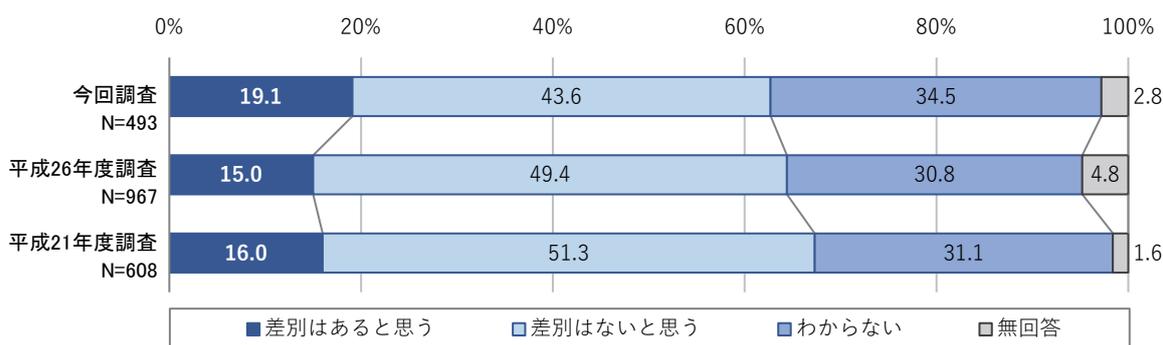
<ア. 結婚について>



<イ. 就職について>

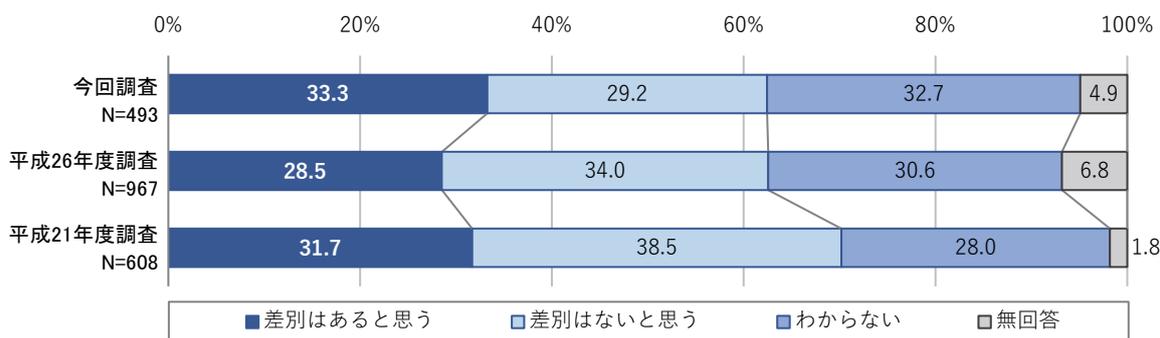


<ウ. 学校・保育所などの教育現場について>



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

<工. 日常の付き合いについて>

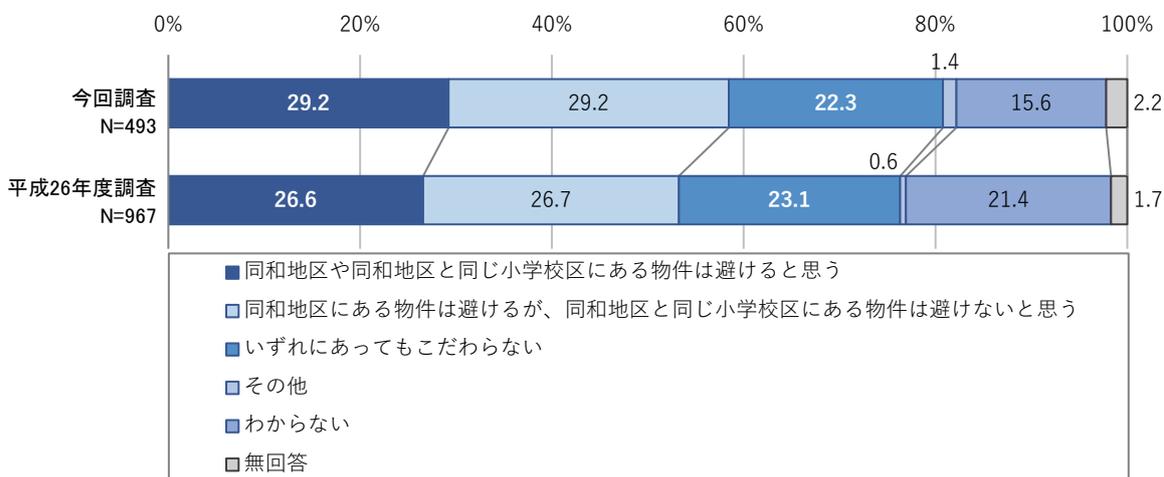


資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

（8）住宅を選ぶ際に同和地区を意識する人が依然として多い

家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区と同じ小学校区にある物件を避けることがあると思うかどうかについては、「同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件は避けると思う」・「同和地区にある物件は避けるが、同和地区と同じ小学校区にある物件は避けないと思う」が同率 29.2%と最も高くなっており、どちらも平成 26 年度調査より比率が高くなっています。

あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区と同じ小学校区にある物件を避けることがありますか。



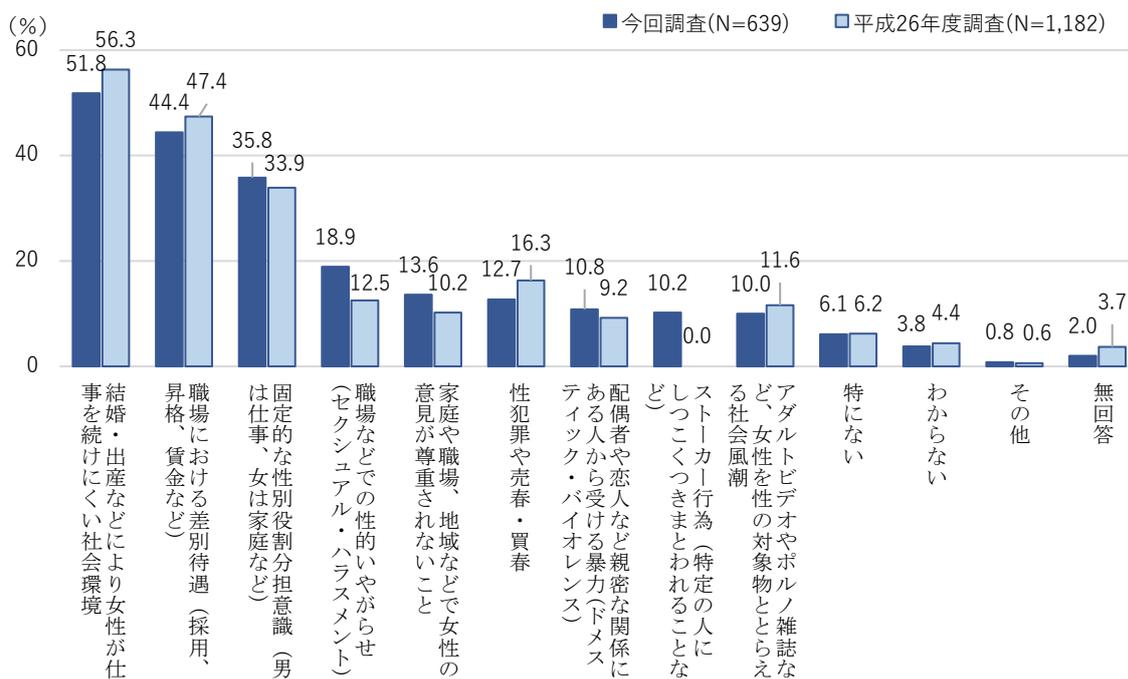
資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

(9) 女性の人権が尊重されていないと思うのは、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」、「職場における差別待遇」、「固定的な性別役割分担意識」など

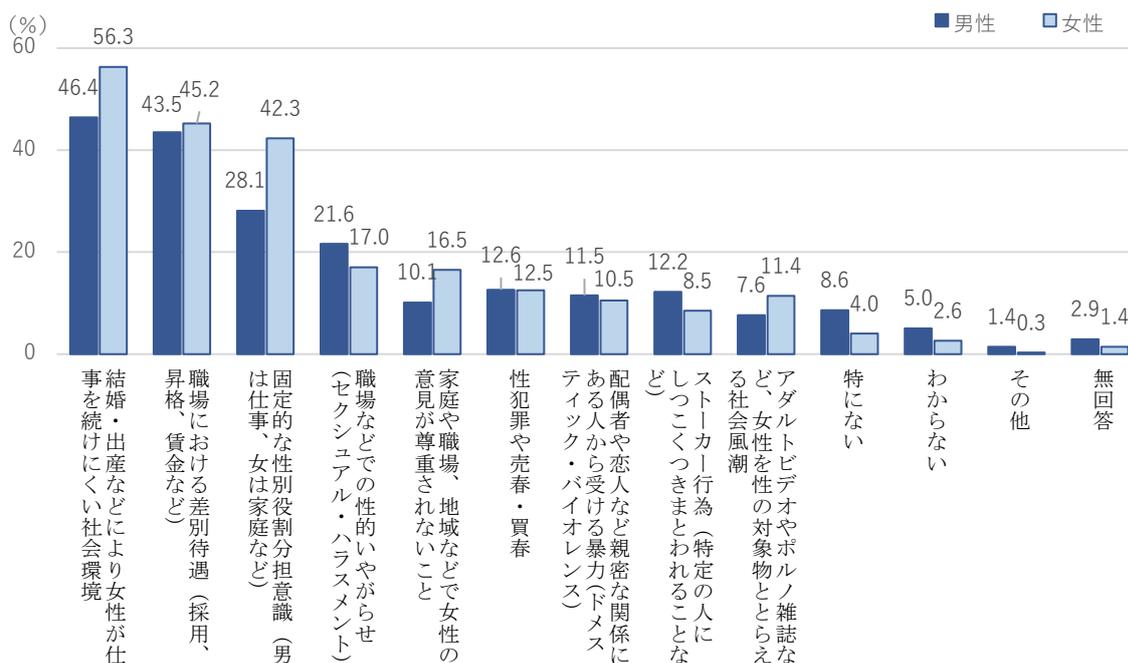
女性の人権が尊重されていないと思うことについては、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」が51.8%と最も高く、次いで「職場における差別待遇」44.4%、「固定的な性別役割分担意識」35.8%の順に高くなっています。

男女別では、「固定的な性別役割分担意識」について、女性の方が男性より14.2ポイント高くなっています。

女性の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。
過去調査との比較



男女別比較

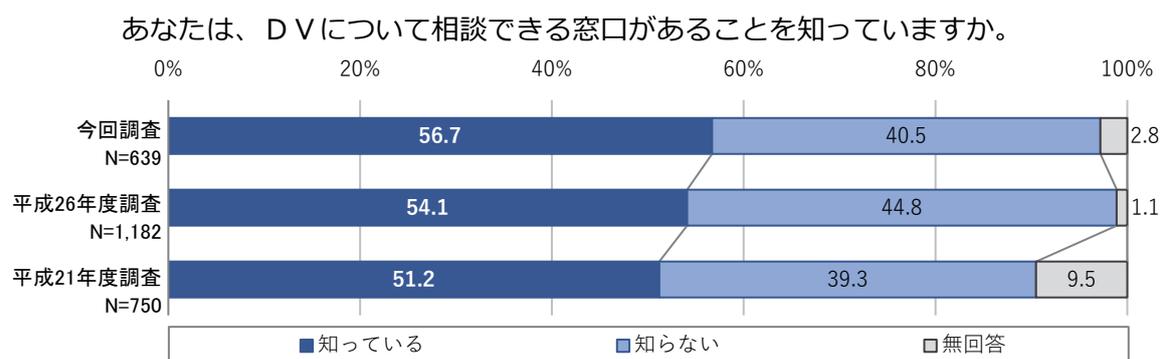


資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書(令和元年度)

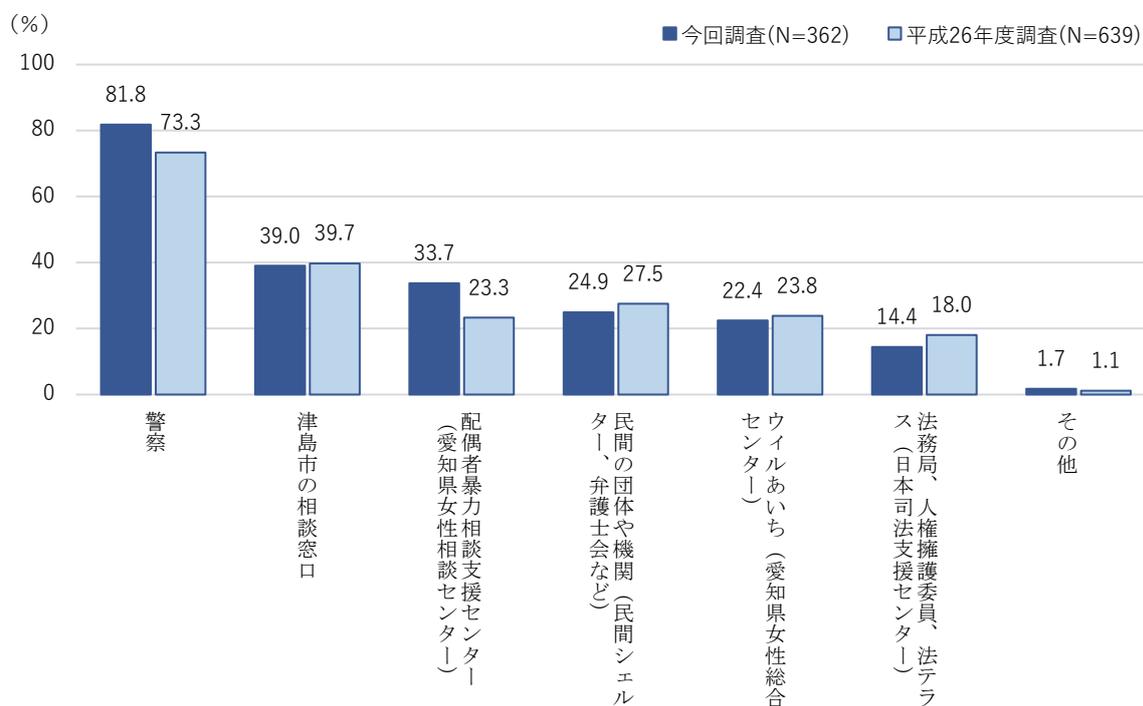
(10) 女性の人権について－DVの相談窓口の認知度

DVの相談窓口の認知度は、「知っている」が56.7%、「知らない」が40.5%。過去調査と比べて「知っている」が増加傾向にあります。

相談窓口を「知っている」と回答した362件の内訳をみると、「警察」が81.8%と特に高く、次いで「津島市の相談窓口」が39.0%、「配偶者暴力相談支援センター」が33.7%と高くなっています。「津島市の相談窓口」の認知度は、回答者全体の22.1%に相当します。



(上記で「知っている」と回答した人について)
相談できる窓口についてどのようなところを知っていますか。

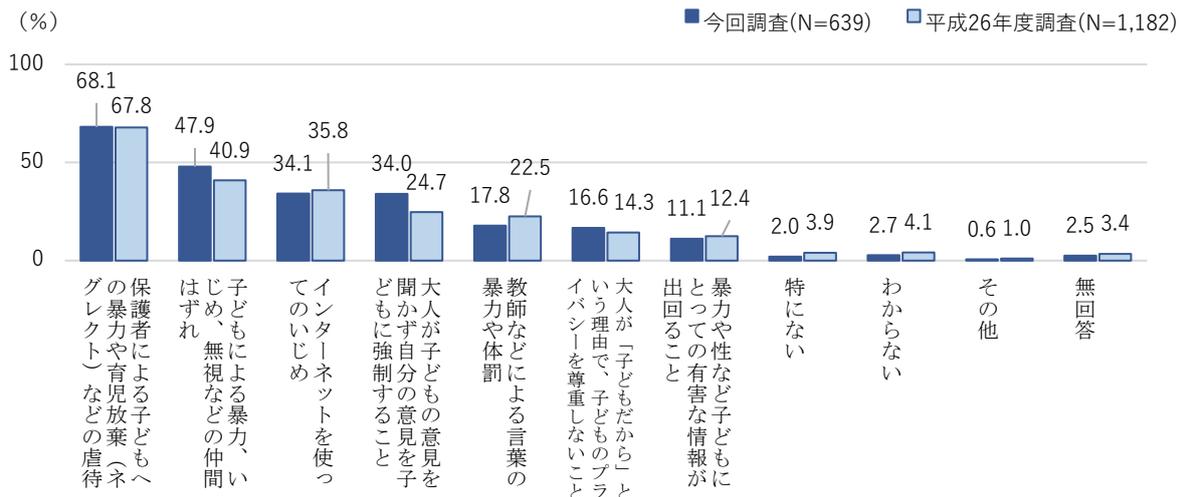


資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

(11) 子どもの人権が尊重されていないと思うのは、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」など

子どもの人権が尊重されていないと思うことについては、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」が68.1%と最も高く、次いで「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」47.9%、「インターネットを使ってのいじめ」34.1%、「大人が子どもの意見を聞かず自分の意見を子どもに強制すること」34.0%の順に高くなっています。

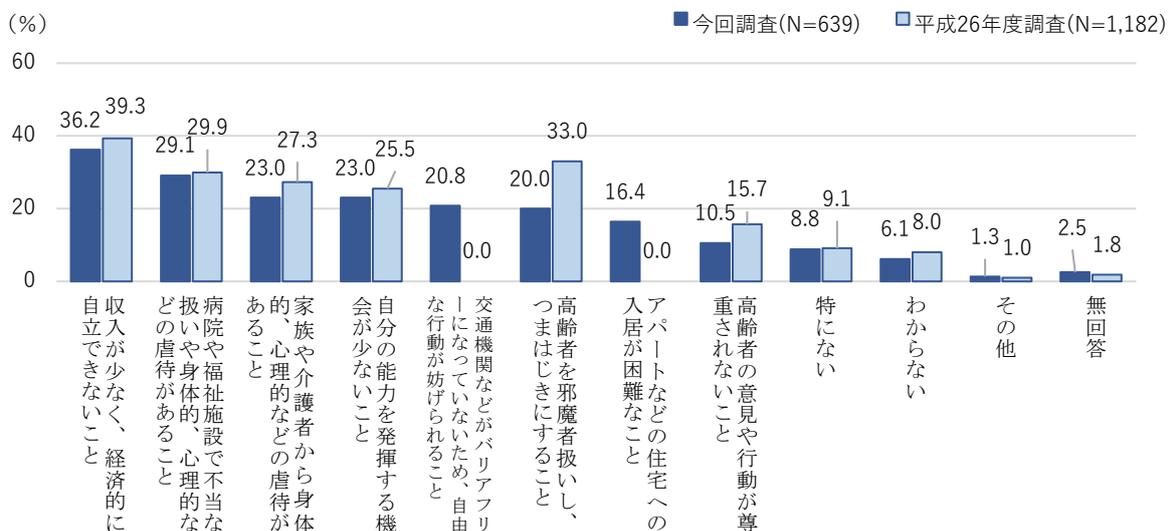
子どもの人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。



(12) 高齢者の人権が尊重されていないと思うのは、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的などの虐待があること」など

高齢者の人権が尊重されていないと思うことについては、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が36.2%と最も高く、次いで「病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的などの虐待があること」29.1%、「家族や介護者から身体的、心理的などの虐待があること」27.3%、「自分の能力を發揮する機会が少ないこと」25.5%の順に高くなっています。

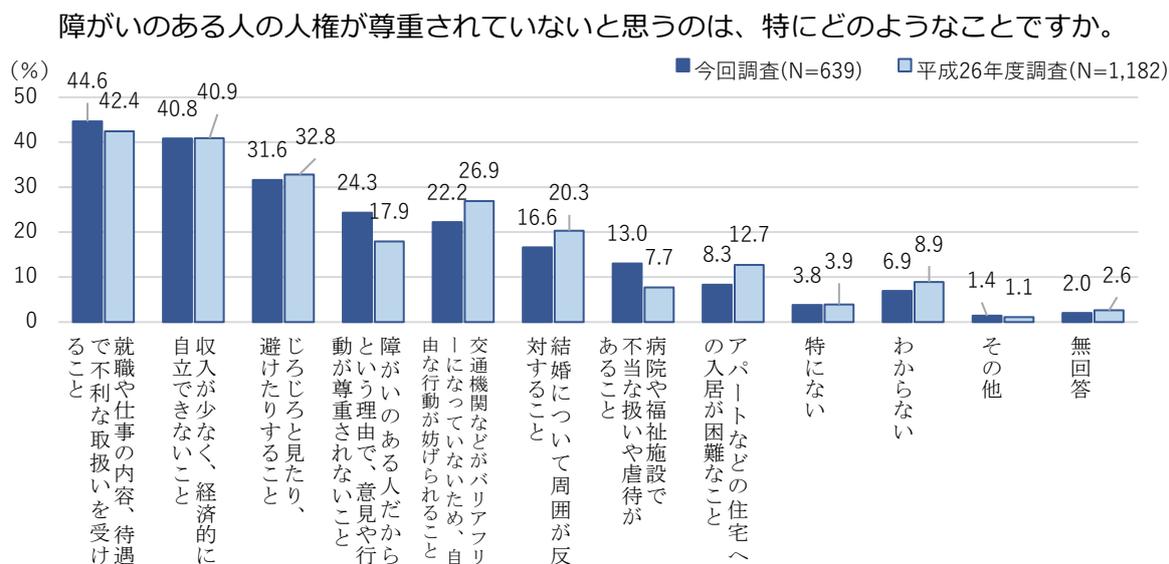
高齢者の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。



資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

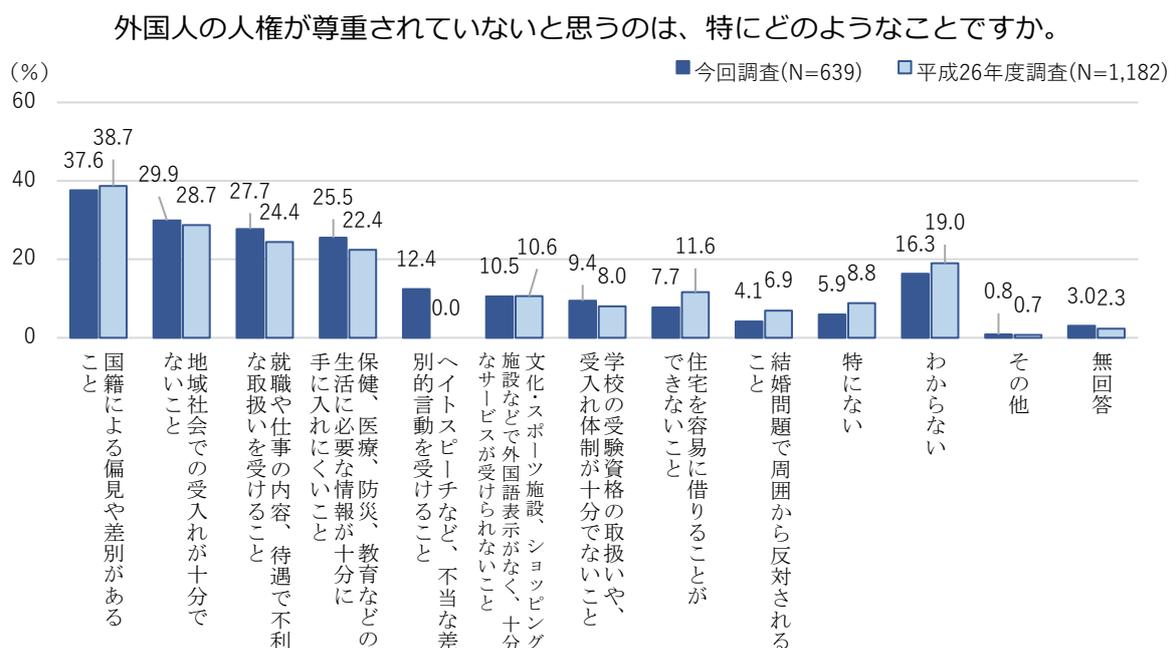
(13) 障がいのある人の人権が尊重されていないと思うのは、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」など

障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについては、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」が44.6%と最も高く、次いで「収入が少なく、経済的に自立できないこと」40.8%、「じろじろと見たり、避けたりすること」31.6%の順に高くなっています。



(14) 外国人の人権が尊重されていないと思うのは、「国籍による偏見や差別があること」、「地域社会での受入れが十分でないこと」など

外国人の人権が尊重されていないと思うことについては、「国籍による偏見や差別があること」が37.6%と最も高く、次いで「地域社会での受入れが十分でないこと」29.9%、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」27.7%の順に高くなっています。



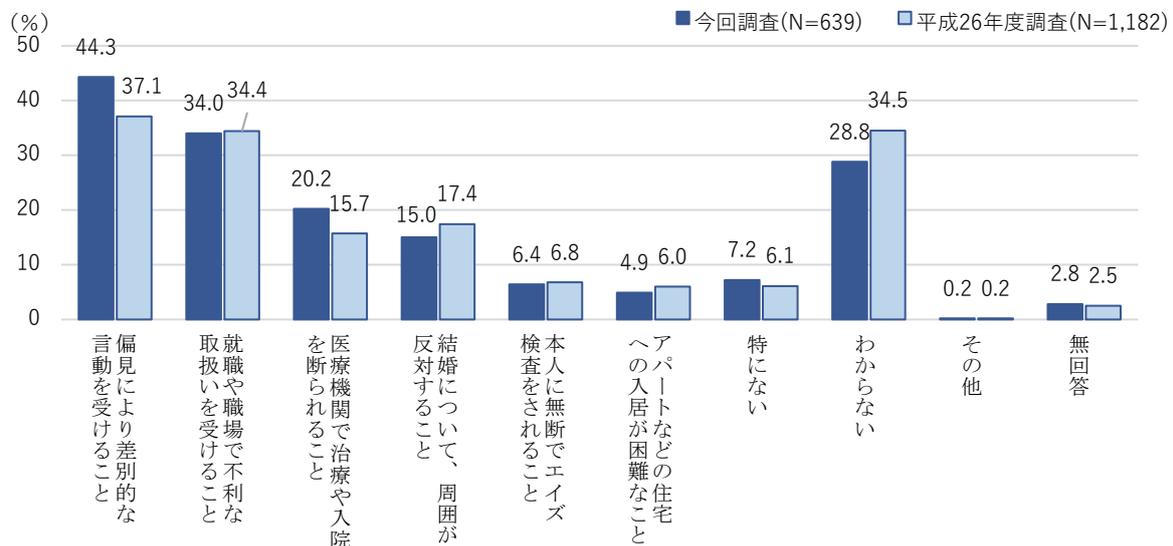
資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

(15) 感染症患者等の人権が尊重されていないと思うのは、「偏見により差別的な言動を受けること（エイズ患者・HIV感染者）」、「怖い病気といった誤解があること（ハンセン病回復者）」など

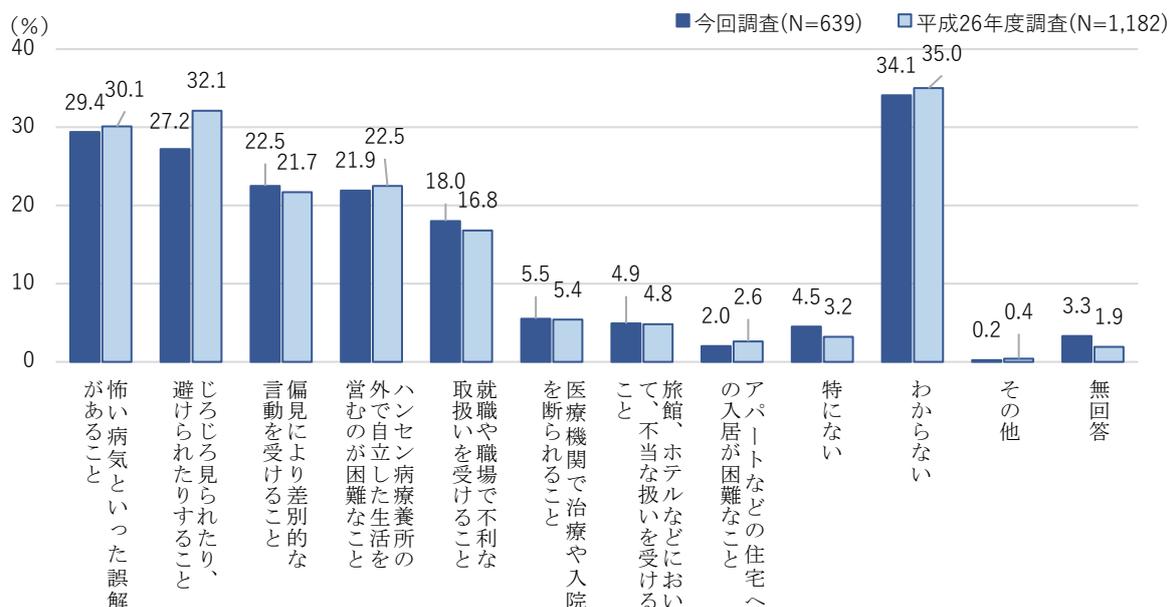
感染症患者等の人権が尊重されていないと思うことについて、エイズ患者・HIV（エイズウイルス）感染者では、「偏見により差別的な言動を受けること」44.3%、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」34.0%、「医療機関で治療や入院を断られること」20.2%の順に高くなっています。

また、ハンセン病回復者では、「怖い病気といった誤解があること」29.4%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」27.2%、「偏見により差別的な言動を受けること」22.5%の順に高くなっています。

エイズ患者・HIV（エイズウイルス）感染者の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。



ハンセン病回復者などの人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。



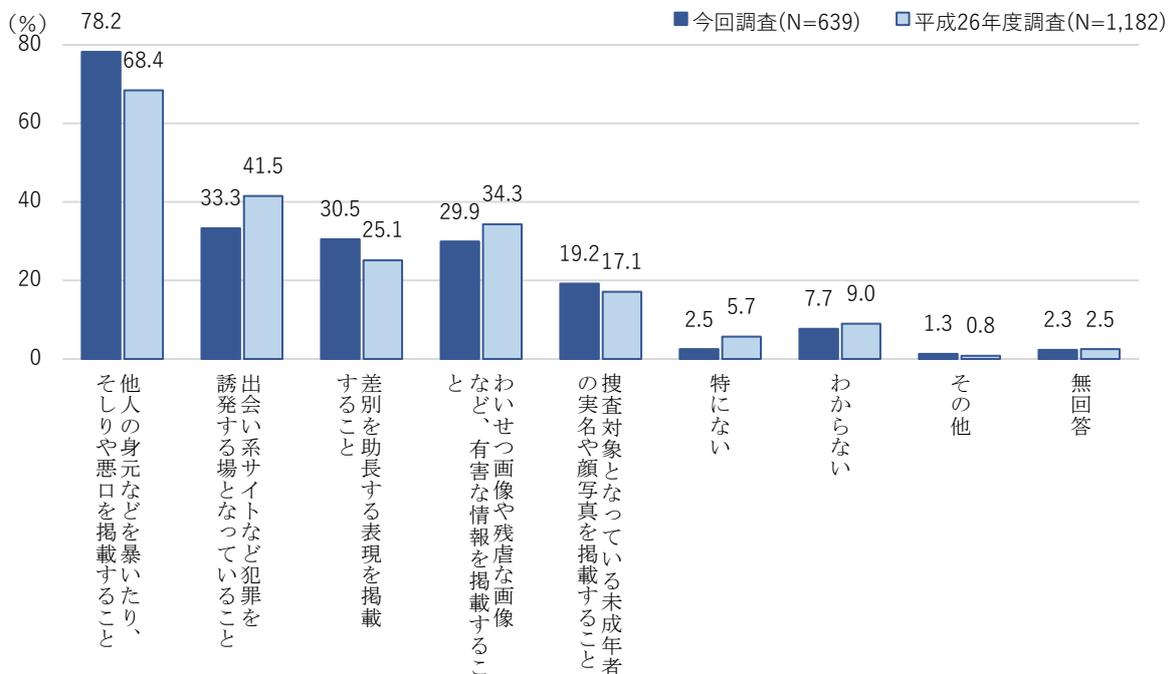
資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

(16) インターネット上で人権が尊重されていないと思うのは、「他人の身元などを暴いたり、そしりや悪口を掲載すること」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」など

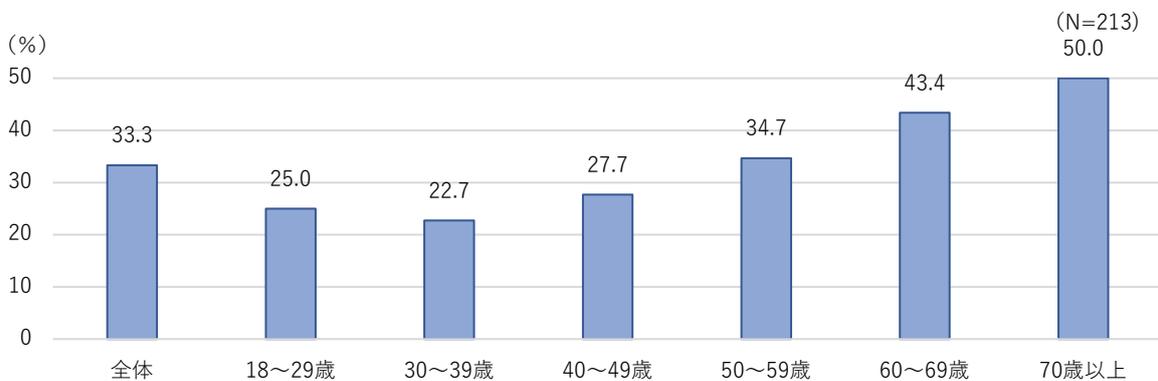
インターネット上で人権が尊重されていないと思うことについては、「他人の身元などを暴いたり、そしりや悪口を掲載すること」が78.2%と最も高く、次いで「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」33.3%、「差別を助長する表現を掲載すること」30.5%、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載すること」29.9%の順に高くなっています。

また、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」は、年代が高くなるほど比率が高くなる傾向にあり、若い世代ほど抵抗感が低い様子が見られます。

インターネット上で、人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。

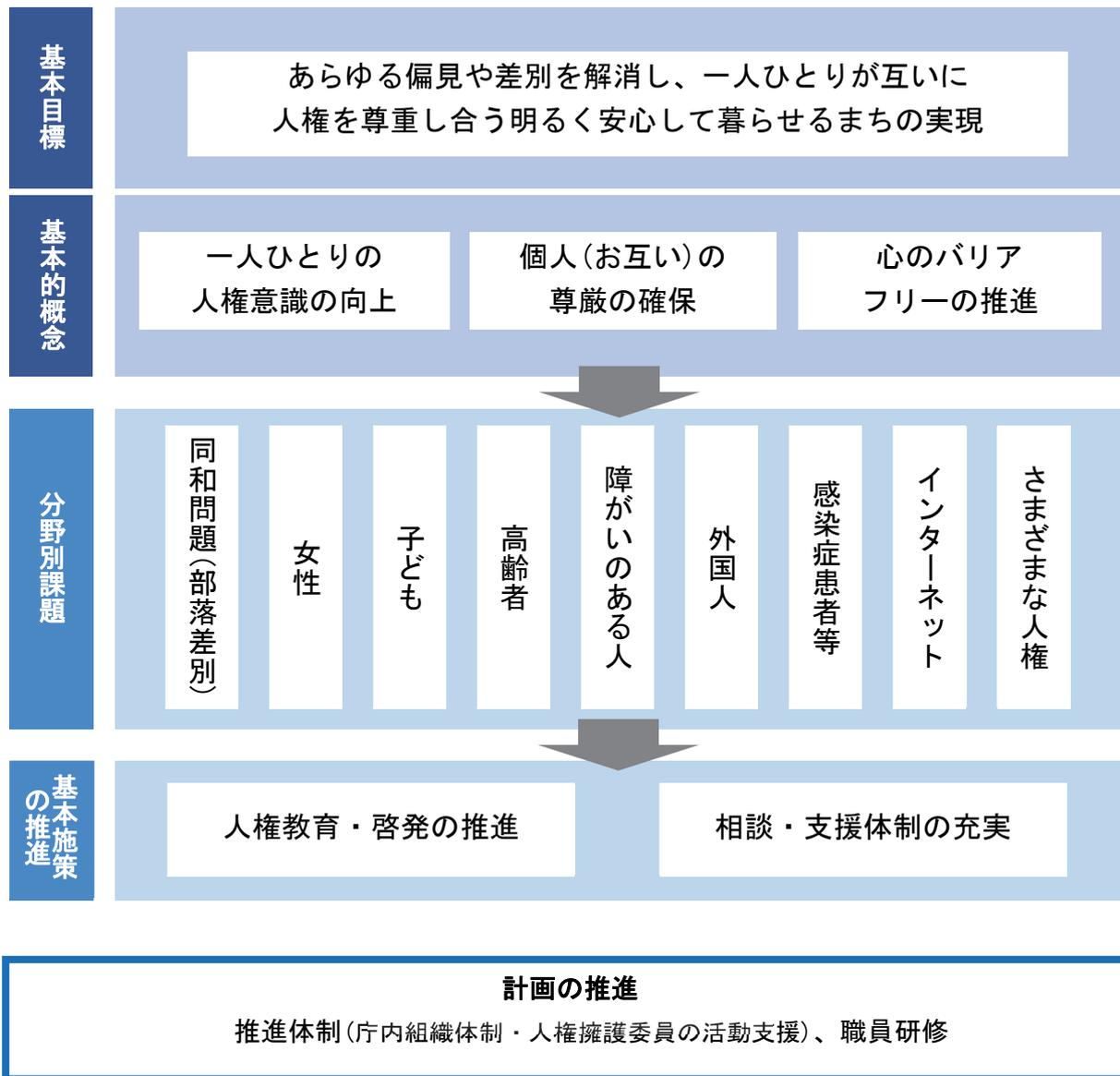


年齢別「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」を回答した人の割合



あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合う明るく安心して暮らせるまちの実現をめざし、3つの基本的概念を踏まえて、「分野別課題と取組の方向」及び「基本施策の推進」に取り組みます。

計画の体系図



<計画の基本目標>

あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに
人権を尊重し合う明るく安心して暮らせるまちの実現

市民一人ひとりが人権を自分自身のこととして考えるとともに、相手の立場に立って人権について考え、人権尊重の大切さを理解し、普段の生活の中で学び、実践していくことが必要です。そこで、計画の基本目標を「あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合う明るく安心して暮らせるまちの実現」とし、だれもが人として尊重される人権社会の実現に向けて取り組んでいきます。

<基本的概念>

計画の基本目標の実現に向け、次の3つの基本的概念を定めます。個人での取組、相手との取組、みんなで行う取組と、取組の主体が広がっていくイメージも兼ねた概念としています。

(1) 一人ひとりの 人権意識の向上 (個人での取組)

本市で長年取り組んできている人権施策を継続し、市民一人ひとりが人権意識の大切さ、人権の基本的な認識や考え方を習得し、日常の暮らしに定着するよう、人権意識の向上を図ります。

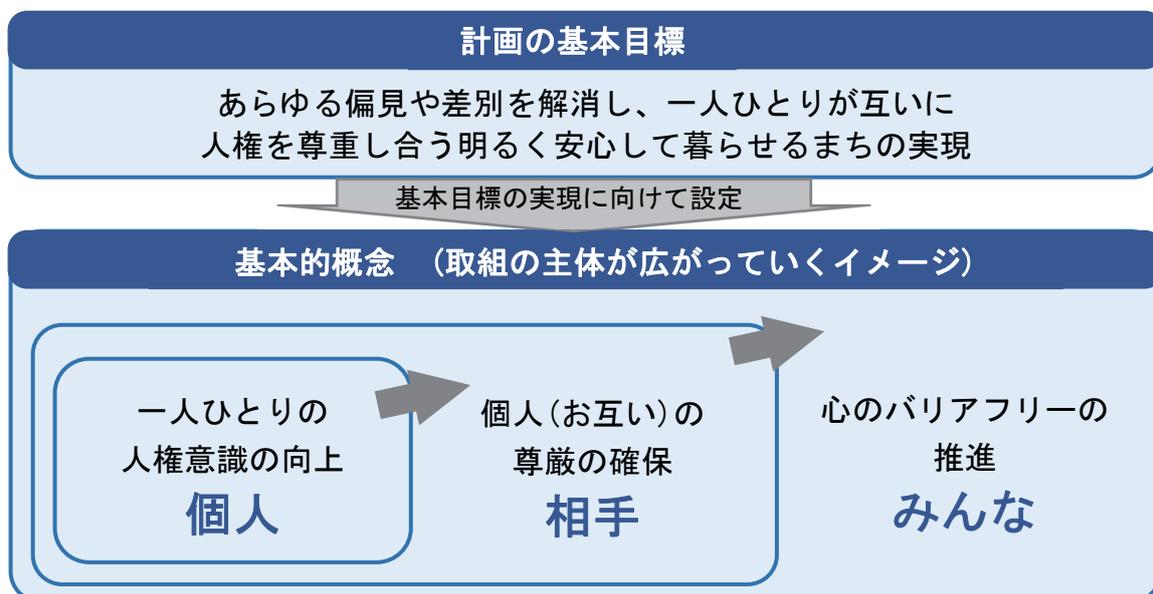
(2) 個人(お互いの) 尊厳の確保 (相手との取組)

市民同士が互いに尊重し合い、自立した人間として個性や能力を発揮でき、自分らしく安心して生活できるよう、全ての人の個人の尊厳を確保するよう努めます。

(3) 心のバリアフリー の推進 (みんなでを行う取組)

建物、道路などまちのバリアフリーが進む中、人々の偏見や差別などの心理的な障壁を取り除き、全ての人が暮らしやすい社会になるよう「心のバリアフリー」を推進します。

計画の基本目標と3つの基本的概念の関係 (イメージ図)



1 同和問題(部落差別)

【施策の方向性】

本市の人権問題において重要な柱として位置付けている同和問題(部落差別)について、個人の意識改革に向けて人権教育・啓発の取組を進めます。

○課題

同和問題(部落差別)は、わが国固有の大きな人権問題であり、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、継続して改善対策が行われています。しかし、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴うインターネット上での差別的な発言の掲載や、同和問題(部落差別)を口実に企業や行政機関に不当な圧力をかけるえせ同和行為など、同和問題(部落差別)に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28年には部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。

本市では、国の行動計画等に基づき、同和問題(部落差別)を人権課題の重要な柱として位置づけ、その解決に向けて長年取り組んできています。

市民意識調査の結果を見ると、同和問題(部落差別)を知る機会として、家族から聞く場合が多く、学校の授業という回答が少ない状況にあります。また、同和問題(部落差別)の有無について、結婚で5割、日常の付き合いで3割の人が「差別があると思う」と回答しており、また、住宅を選ぶ際には「同和地区の物件や同和地区と同じ小学校区にある物件は避けると思う」、「同和地区にある物件は避けるが、同和地区と同じ小学校区にある物件は避けたいと思う」という回答が過去の調査より増えているなど、依然として差別意識が残っています。

人権が尊重される社会を実現するため、学校などでの人権教育を充実させるとともに、個人個人自らが人権意識を高めるよう、地域や職場での啓発を進めていく必要があります。

○取組の方向

(教育・啓発)

- ・同和問題(部落差別)を正しく理解し、心理的差別の解消を進めるため、行政、地域社会、学校などが連携してさまざまな場における効果的な教育・啓発活動を推進します。

(南文化センターの有効活用)

- ・啓発・交流の拠点となる取組を推進します。
- ・地域住民の福祉や文化の向上を図ります。
- ・地域住民の生活相談などに応じ、適切な助言を行うため、関係機関との連携を図ります。

2 女性

【施策の方向性】

性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、女性活躍の推進、DV対策を推進します。

○課題

市民一人ひとりの人権が尊重され、社会のあらゆる分野においてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。本市では、平成14年に最初の男女共同参画プランを策定して以降、全庁的に男女共同参画に向けた取組を推進してきました。

市民意識調査の結果を見ると、女性の人権が尊重されていないと思うのは、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」、「職場における差別待遇」が上位になっています。

一方、同じく市民意識調査でDVに対する結果を見ると、「DVには、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・性的暴力なども含まれること」や、「DV被害者を支援するために、法律『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』が制定されていること」などの認知度が高くなっているものの、相談できるDVの相談窓口として「津島市の相談窓口」が回答者全体の2割程度となっており、市民の身近な場所である市の窓口について認知度の向上が求められます。

性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、女性が活躍できる雇用環境づくり、配偶者・パートナー間の暴力防止などに対応していく必要があります。

○取組の方向

(女性活躍の推進)

- ・雇用機会と待遇の均等確保を図るため、事業者への広報・啓発活動により自主的な取組を支援します。
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた啓発を推進します。

(DV対策)

- ・配偶者やパートナー間の暴力の根絶、女性の人権尊重に向けた広報・啓発、相談体制の充実などの基盤づくりを推進します。
- ・DV被害者への適切な支援や、デートDVやJKビジネスなど若年層を対象とする予防啓発を推進します。

3 子ども

【施策の方向性】

将来を担う子どもの人権を尊重し、健やかで心豊かな成長を育めるよう、子どもの虐待、いじめ・不登校・引きこもりの防止や早期発見、心のケア等の支援を推進します。

○課題

子どもたちは、生まれながらにして一人ひとりが将来を担うかけがえのない存在です。児童の権利に関する条約に基づき、子どもを独立した人格として尊重し、子どもが社会に参加できる環境を作ることは重要なことです。本市では、平成27年に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、「家庭の共育力の向上」と「地域の協育力向上」を柱に全庁的な取組を推進してきました。

近年では、急速な少子化の進行、子育て家庭における孤立感や負担感の増加、ひとり親家庭など経済的に厳しい家庭の問題、保育所等の待機児童の問題、児童虐待や育児放棄の相談件数の増加、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。加えて、学校等におけるいじめや不登校、地域社会における暴力行為やわいせつ被害など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題の発生や、高度情報化社会の進展に伴うSNS等への不適切な書き込みや画像送信、生活習慣の乱れにつながるスマートフォン等への依存性の問題など、子どもを取り巻く課題も多様化してきています。

市民意識調査の結果を見ると、子どもの人権が尊重されていないと思うのは、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」、「子どもによる暴力・いじめ・無視などの仲間はずれ」が上位になっています。

子どもの人権が守られ、健やかで心豊かな成長を育み、全ての子育て世帯が安心して子育てができるよう、子どもの虐待、いじめ・不登校対策を推進する必要があります。

○取組の方向

(虐待対策)

- ・児童虐待に対する認識やその予防、児童虐待の早期発見と発見した際の通告の重要性について、市民の意識向上を図るための啓発活動を推進します。
- ・子育てへの不安や負担感、孤立感を持つ家庭に対する相談、交流の場の提供など、児童虐待を未然に防ぐ取組を推進します。

(いじめ・不登校対策など)

- ・学校においていじめや体罰などの予防に向けた教育、これらを受けた子どもに対する心のケア、相談体制の充実を図ります。
- ・不登校の解決に向けて学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。

(インターネット上の人権侵害や依存症防止などの理解促進)

- ・人権侵害や個人情報の流出、スマートフォン等への依存性など、インターネットを利用する上での問題を理解するための取組を推進します。

4 高齢者

【施策の方向性】

高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り・支え合いの促進、生きがいを推進します。

○課題

全国的に人口減少・高齢化が進む中、本市においても65歳以上人口比率は増加を続けており、中でも75歳以上の人口増加が見込まれています。

市民意識調査の結果を見ると、高齢者の人権が尊重されていないと思うのは、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的などの虐待があること」が上位になっています。

高齢者が住み慣れた場所で安心して過ごすためには、地域の理解や家族の支えが不可欠であり、家族などの支援者の負担軽減や高齢者への身体的・心理的虐待防止、介護に対する知識の普及啓発、高齢者の人権の啓発に対応していく必要があります。

また、高齢者が地域で生活していく中で自分の能力を発揮し社会参加を促進していくことが必要です。

○取組の方向

(見守りと支え合いの促進)

- ・高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者の見守り活動の充実・高齢者虐待の防止を推進します。
- ・支援を要する高齢者と家族を支える事業を推進します。

(生きがいを)

- ・地域の各組織の活動、ボランティア活動など多様な社会参加を通じ、人と人との交流を促進します。
- ・高齢者がいつでも気軽に生涯学習やスポーツを行えることは、人との交流や介護予防にもつながることから、その環境づくりを推進します。

5 障がいのある人

【施策の方向性】

障がいのある人も含めてだれもが生活しやすいまちを目指して、街のユニバーサルデザイン・バリアフリー化や、人権を尊重するまちづくりを推進します。

○課題

国の調査によれば、全国的に障がいのある人の人口は増えており、身体、知的、精神の3障がいを合わせた障がいのある人の人数は、厚生労働省の平成28年の推計値によれば約936.6万人、人口の約7.4%に相当します。このような中、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

市民意識調査の結果を見ると、障がいのある人の人権が尊重されていないと思うのは、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が上位になっています。

障がいのある人も含めてだれもが住み慣れた地域で生活し、自由な社会参加を可能にするため、道路・公園・公共施設などのユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮するとともに、誰もが自らの問題として認識し障がいのある人に配慮をする「心のバリアフリー」の周知啓発も推進する必要があります。

障がいのある人が生きがいのある充実した生活を送れるよう、就労支援など各種サービスの提供に対応していく必要があります。

また、本市が推進してきたノーマライゼーションの理念を継続し、障がいのある人が社会の一員として人権が尊重される意識づくりが必要です。

○取組の方向

(ハードからハードへ、バリアフリーの推進)

- ・だれもが安心して暮らし、気軽に出かけられる街を形成していくため、道路・公園・公共施設などのユニバーサルデザインやバリアフリーを推進します。
- ・障がいのある人に配慮する心のバリアフリーの周知啓発を推進します。

(教育・啓発)

- ・障がいのある人の人権尊重についての理解を深めるため、教育・啓発活動を推進します。

6 外国人

【施策の方向性】

国籍や文化の違いにかかわらず互いに人権を尊重し、だれもが快適な生活を送ることができるよう、生活支援及び学校教育での理解促進を図ります。

○課題

我が国の国際化の進展に伴い、在留外国人数や訪日外国人数は増加傾向にあります。本市においても、外国人人口は令和2年4月1日現在において1,646人となっており、近年増加傾向にあります。一方、外国人に対して言語、文化、習慣、価値観の違いから、近隣住民との摩擦や偏見、外国人労働者の就労に際しての差別、外国人への入居拒否や特定の国籍の外国人の排斥・差別を扇動するヘイトスピーチなどさまざまな人権問題が生じています。

市民意識調査の結果を見ると、外国人の人権が尊重されていないと思うのは、「国籍による偏見や差別があること」、「地域社会での受入れが十分でないこと」が上位になっています。また、「国籍による偏見や差別があること」は、40代以下の世代で比率が高くなっています。社会のさまざまな場面において偏見や差別が存在していることがうかがえます。

市民及び外国籍市民が、異なる文化、習慣及び価値観を互いに尊重しあえる意識づくりを目指し、国籍や文化の違いに関わらず、人権が尊重され、だれもが快適な生活を送ることができる多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

○取組の方向

(生活支援)

- ・外国人が安心して充実した生活を送れるよう、多言語化ややさしい日本語の活用により、外国人向けの市民サービスなどの情報提供の充実を図ります。
- ・外国人が地域社会の一員として受け入れられるよう、日本語及び日本文化に関する学習支援の充実などの環境づくりを図ります。

(学校教育)

- ・外国人に対する正しい理解の浸透を図るため、学校教育での普及活動を充実させるなど、外国人の人権を尊重するまちづくりを進めます。

7 感染症患者等

【施策の方向性】

従来から本市で取り組んできたハンセン病、H I V患者への対策や、世界的に大流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルスをはじめ、さまざまな感染症の患者に対する偏見や差別を受けない社会の実現に向け、正しい知識の普及啓発を図ります。

○課題

市民への感染症についての正しい知識の普及・啓発については、本市においても長年取り組んできています。

ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症で、今では適切な治療により後遺症もなく治癒しますが、戦前からの誤った知識のために、強制隔離政策が続けられた結果、患者やその家族に対する偏見や差別が存在しました。

H I V感染症についても、その感染経路は限られており、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば感染せず、新しい治療薬の開発によってエイズの発病を遅らせたり、抑えたりすることが可能になっています。

最近のケースとしては、平成 21 年に確認された新型インフルエンザが世界的に大流行したことに伴い、国や地方公共団体が連携し、本市においても平成 26 年に「津島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しています。その後も令和元年末から翌年にかけて新型コロナウイルスが世界的に感染拡大し、全国で緊急事態宣言の発出等による経済活動の制限や、新型コロナウイルスの感染患者やその家族に対する偏見や差別が新聞報道でもたびたび紹介されました。このような経験から、今後も新型コロナウイルスのように新たな感染症が拡大した場合でも、市民生活、地域経済の安定の確保や医療体制の充実をするよう対応が求められます。

市民意識調査の結果を見ると、エイズ患者・H I V感染者の人権が尊重されていないと思うのは、「偏見により差別的な言動を受けること」、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」が上位になっています。また、ハンセン病回復者などの人権が尊重されていないと思うのは、「怖い病気といった誤解があること」、「じろじろ見られたり、避けられたりするこ」とが上位になっています。

ハンセン病やH I V感染症をはじめ他の感染症患者については、社会から切り離すという視点ではなく、偏見や差別を受けない社会を実現するため科学的根拠に基づく正しい知識の普及が重要です。さらに、患者等が安心して医療を受け、早期に社会復帰できるなど健康な生活を送ることができるよう、個人の人権や意思を尊重して取組を推進します。

○取組の方向

(理解促進)

- ・感染予防や患者等の人権尊重に向けて、感染症について正しく理解するための啓発活動の推進を図ります。

8 インターネット

【施策の方向性】

市民一人ひとりが安心してインターネットやSNS等を利用するため、個人情報の保護や情報収集・発信におけるモラルなどについて正しい理解と認識ができるよう、教育・普及啓発の促進を図ります。

○課題

現代の高度情報化社会において、インターネットやSNSを通じて当人の意思とは無関係に個人情報が一方的に掲載されたり、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現が度々発生しています。また、身元調査のように差別的な行為につながる事案も起きています。

市民意識調査の結果を見ると、インターネット上で人権が尊重されていないと思うのは、「他人の身元などを暴いたり、そしりや悪口を掲載すること」が特に高くなっています。

スマートフォン等の通信機器の急速な普及やSNSの利用者の急増など、情報通信技術（ICT）が今後も急激に変化すると予想される中、市民一人ひとりが安心してインターネットやSNS等を利用するため、これらの利便性と問題点を正しく理解し、個人情報の保護の重要性や、情報の収集・発信におけるモラルの理解と認識を啓発する必要があります。

○取組の方向

（学校教育）

- ・幼少の頃からスマートフォンやインターネットが気軽に利用できる環境にある子ども達について、子どもの中で生じているこれらの利用に起因するさまざまな問題を予防・解決するため、正しい利用を促す教育を実施します。

（啓発促進）

- ・個人のプライバシーや名誉に関する市民一人ひとりの意識向上に向けて、個人情報保護や情報モラルなどの啓発の推進を図ります。
- ・インターネット上で人権侵害があった場合、適切かつ迅速な対応を図るため、救済制度や支援機関などの情報提供を図ります。

9 さまざまな人権

【施策の方向性】

性的少数者や犯罪被害者を始めさまざまな人権問題に対して、市民一人ひとりが自分の問題として捉え向き合えるように啓発するとともに、今後新たに生じる人権問題の発生に対応できるような体制作りを図ります。

○課題

性的少数者や犯罪被害者などさまざまな人権問題についても、それぞれの問題の性質や社会情勢の変化に応じ、適切に対応していく必要があります。

市民意識調査の結果を見ると、29歳以下の若い世代では30代以上の世代より「性的指向にかかると人権」の比率が高くなっています。また、犯罪被害者の人権は重要度が5番目に高い課題となっています。

これらのさまざまな人権問題に対し、市民一人ひとりが差別の問題を自分の問題として捉え、向き合えるよう啓発していく必要があります。

また、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの問題に応じた取組が必要となります。

○取組の方向

(さまざまな人権問題に対する理解促進)

- ・さまざまな人権問題について、それぞれの特性や状況を理解し正しく判断できるよう、教育・啓発活動を幅広い視点で推進します。

(社会情勢の変化に伴う人権問題への対応)

- ・社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生に迅速に対応できるよう、関係機関と連携してその把握に努めるとともに、情報提供を充実します。

1 人権教育・啓発の推進

本市では、家庭における人権に関する多様な学習機会の充実と指導者の養成に努めるとともに、子どもの人格形成に多大な影響を与え人権教育の中心的役割を担う学校、幼稚園・保育所等において、一人ひとりの特性に配慮し主体的な活動ができるような教育環境や指導方法の工夫に努めてきました。

市民意識調査の結果をみると、人権が尊重される社会を実現するために特に必要な取組については、過去の調査と同様に「学校などにおいて人権教育を充実させる」が48.2%と最も高くなっています。さらに、自分の人権を侵害されたと思った時については、「地域や職場などにおいて仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた」が50.4%と最も高く、過去調査より上昇しています。

市民一人ひとりの人権意識の向上や個人の尊厳の確保に向けて、子どもの頃から人権を尊重することができる判断力・実践力を養うため、学校、幼稚園・保育所等と子どもたちの成長過程に応じた人権教育の推進を図ります。また、地域で活動する各団体等が連携して家庭教育・啓発を支援するとともに、企業や団体における人権教育・啓発を推進します。

■ 施策の内容

(学校での教育)

子どもの自己肯定、自己実現、他人への思いやりなど豊かな人間性を育成するため、学校、幼稚園・保育所等においてあらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育を推進します。

また、いじめや不登校などさまざまな課題が存在する中、人権に配慮した教育指導・学校運営に努め、児童生徒に対する相談体制を整備するなど安心して楽しく学ぶための環境確保に努めます。

- 学校における人権教育の充実
- 就学前における人権教育の推進

(社会での教育)

全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親の学習機会を提供するとともに、家庭教育の重要性を伝えるための啓発活動を推進します。

また、企業等事業所における公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境が整備されるよう、関係機関や団体と連携・協力しながら、企業・団体向けに人権意識の高揚を図るための教育・啓発を充実します。

- 家庭における人権教育の推進
- 企業等事業所が実施する研修などへの支援

(市民への啓発)

身近な学習機会の充実など地域における自主的な人権教育・啓発活動を支援するとともに、市民交流などにより地域住民の相互理解や相互扶助の浸透を進めます。

- 市民や団体の自主的な学習活動を支援
- 市民の交流や相互理解・扶助の浸透

(企業・団体への啓発)

津島商工会議所等と連携し、企業・団体等への情報提供を進めるとともに、その自主的な啓発活動を支援し、充実を図ります。

○企業・団体等における人権意識の啓発の推進

2 相談・支援体制の充実

本市では、人権尊重のまちづくりをめざし、あらゆる偏見や差別の解消に向けて関係機関などと連携して取り組み、本市の相談窓口の周知などに努めてきました。しかし、全国におけるDVの相談件数や児童虐待の相談件数はいずれも年々増加を続け、本市においてもDVや児童虐待の相談が毎年相次ぐ状態にあり、相談・支援体制の必要性が高まっています。

また、本市においても、近年、大規模地震の発生や局地的大雨による洪水・土砂災害等の多様な災害リスクが高まり、南海トラフ地震等の大規模災害発生リスクが高まるなど、いつ大災害が発生してもおかしくない状況にあります。このような中、避難所における人権への配慮や、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて避難所内での社会的距離の確保など、災害発生時における新たな問題が生じています。

多種多様な人権侵害に対し、適切かつ迅速な対応を図るため、相談・支援体制のさらなる周知や充実を図るとともに、相談窓口や救済制度の周知を進めます。さらに、人権に配慮した防災体制を整備し、避難所などでの被災後の人権対策を進めます。

■ 施策の内容

(各種の相談に応えられる体制)

多種多様な人権に対し、市民が身近で相談しやすい相談・支援窓口の充実を図ります。

- 人権に関する相談・支援窓口の充実
- 救済制度や支援機関などの情報提供

(相談・支援にかかわる関係機関等による連携)

人権侵害に対して適切に対応するため、関係機関との連携を図ります。

- 人権救済機関、地域、関係機関などとの連携・協力の強化

(人権に配慮した防災体制の整備)

被災後における人権に配慮した避難所の整備・運営などを推進します。

- 人権に配慮した避難所運営方針の作成
- 避難所などでの適切な人権的配慮の推進

1 推進体制

(1) 庁内組織体制

本プランに基づき、人権施策を総合的・効果的に推進するため「津島市人権施策推進本部」及びその下部に「幹事会」を組織するとともに、学識者及び関係団体が参画し人権施策を審議する「津島市人権施策推進審議会」により全庁的に取り組みます。計画の推進にあたっては、関係部局相互の連絡調整を図り、総合的、効果的な施策の推進に努めます。

(2) 人権擁護委員の活動支援

地域における人権教育・啓発の促進に向けて、人権擁護委員に対する活動の支援及び研修を行います。

2 職員研修

地域の模範となるべき本市の職場においては、人権が尊重される職場づくりに率先して取り組んでいく必要があります。本市のあらゆる職場において人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を醸成できるよう、職員向けの研修や学習機会を一層充実します。

資料編

主な事業一覧	36
用語集	39
日本国憲法（抄）	41
世界人権宣言	44
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	48
部落差別の解消の推進に関する法律	50
津島市人権が尊重されるまちづくり条例	52
津島市人権施策推進審議会要綱	54
津島市人権施策推進審議会委員会名簿	56
津島市人権施策推進本部設置要綱	57
市民意見募集結果	60

主な事業一覧

1 人権教育・啓発の推進 (学校での教育) 学校における人権教育の充実、就学前における人権教育の推進	
主な内容	主担当課
人権に関する学習機会への支援	人権推進課
人権文集や作文づくりなど人権を自分で考えるための機会の充実	学校教育課
外国語教育・国際理解教育の充実	学校教育課
職場体験学習、福祉実践教室など、具体的な事例を活用した学習機会の充実	学校教育課
学校給食での外国の料理・文化の紹介	学校教育課
インターネットによるいじめ問題等を踏まえた学校における情報モラル教育の推進	学校教育課
1 人権教育・啓発の推進 (社会での教育) 家庭における人権教育の推進、企業等事業所が実施する研修などへの支援	
主な内容	主担当課
人権に関する学習機会の提供	人権推進課、社会教育課
親子遊び講座など、子育てに関する学習支援・情報提供	健康推進課
公民館などでの各種学習・交流活動の充実	社会教育課
1 人権教育・啓発の推進 (市民への啓発) 市民や団体の自主的な学習活動を支援、市民の交流や相互理解・扶助の浸透	
主な内容	主担当課
ホームページ、広報紙、啓発資料などによる情報提供	人権推進課
基本的人権の尊重について理解促進の啓発	人権推進課
個人情報保護などプライバシーについての意識啓発	人権推進課
1 人権教育・啓発の推進 (企業・団体への啓発) 企業・団体等における人権意識の啓発の推進	
主な内容	主担当課
ホームページ、広報紙、パンフレット等による啓発	人権推進課、産業振興課
「男女雇用機会均等法」、「障害者雇用促進法」など労働関係法の周知	人権推進課、産業振興課
パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの周知など職場環境改善の啓発	人権推進課、産業振興課
ハローワーク、商工会議所などと連携し、さまざまな機会を通じての啓発	人権推進課、産業振興課

企業などへの女性登用の啓発	人権推進課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供及び多様な就労形態の周知	子育て支援課、産業振興課
2 相談・支援体制の充実	
(各種の相談に応えられる体制)	
人権に関する相談・支援窓口の充実、救済制度や支援機関などの情報提供	
主な内容	主担当課
シェルター(保護施設)などの情報提供	人権推進課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課
個人情報の保護のための意識啓発	人権推進課、総務課
南文化センターにおけるふれあいイベントや芸能交流会など交流行事の実施	人権推進課
南文化センターを啓発・交流事業や学習活動の場としての利用促進	人権推進課
南文化センターにおける生活相談など各種相談事業の充実	人権推進課
南文化センターにおける情報発信の充実	人権推進課
南文化センターにおける地域福祉事業の実施	人権推進課
南文化センターにおける調査・研究事業の実施	人権推進課
救済制度や支援機関などの情報提供	人権推進課
身近で相談しやすい人権に関する相談・支援窓口の整備	人権推進課、福祉課
窓口の外国語標記、ちらしの設置促進	人権推進課
学習資材の提供	人権推進課
企業等事業所が実施する研修などへの支援	人権推進課
すべての審議会などの委員に女性を登用	人権推進課
各種審議会などの女性登用率向上	人権推進課
インターネット上の差別的な発言についての削除要請等の適切な対応	人権推進課
ボランティアの育成・支援	福祉課、子育て支援課
子育て・介護・福祉などに関する相談体制の整備、周知	福祉課、子育て支援課、高齢介護課
公共施設などのバリアフリー化の促進	福祉課、都市計画課
ボランティアセンターに関する情報提供	福祉課
地域コミュニティ、地域福祉活動の促進	福祉課
障がい者サークルの紹介	福祉課
在宅福祉サービスなどの充実	福祉課
福祉ガイドブックなどによる福祉サービスなどの情報提供の充実	福祉課
子育てサークルの育成・活動支援	子育て支援課、健康推進課
親子遊び講座など、子育てに関する学習支援・情報提供	子育て支援課、健康推進課
相談機関のネットワーク強化	子育て支援課、学校教育課
子育て支援センターの充実	子育て支援課

保育所等地域活動の推進	子育て支援課
障がい児教育・保育の充実	子育て支援課
児童発達支援事業の実施	子育て支援課
家庭児童相談など地域における相談体制の整備・充実	子育て支援課
生きがいづくりへの情報提供	高齢介護課
高齢者サークルの紹介	高齢介護課
シルバー人材センターの拡充	高齢介護課
介護予防・生活支援サービスの充実	高齢介護課
家族介護支援サービスの充実	高齢介護課
介護や声かけ運動などボランティア活動への参加促進とボランティアの育成	高齢介護課
介護施設関係職員などへの人権啓発	高齢介護課
カウンセリングの紹介など立ち直るための支援	健康推進課
子育てに悩む保護者への家庭訪問等の充実	健康推進課
経営相談や融資制度の周知	産業振興課
障がい者就労施設等からの物品等の優先的な調達	福祉課、財政課
姉妹都市との交流など国際交流の推進	シティプロモーション課
広報紙など刊行物の表現内容の徹底	シティプロモーション課
家庭・地域社会への情報提供の充実	学校教育課、社会教育課
奨学金制度による修学支援の周知	学校教育課
いじめ問題などについて家庭・地域と共に考え話し合う機会の充実	学校教育課
スクールカウンセラーや心の教室相談員の設置など相談体制の整備	学校教育課
生涯スポーツ活動の推進	社会教育課
生涯学習ガイドなどにより地域・学習活動の情報、情報の活用方法等の提供	社会教育課
2 相談・支援体制の充実	
(相談・支援にかかわる関係機関等による連携)	
人権救済機関、地域、関係機関などとの連携・協力の強化	
主な内容	主担当課
国や県、他市町村、学校、企業、関係団体、地域など啓発実施主体との連携・協力を強化	人権推進課
警察との連携強化	市民協働課
障がいのある人の職業訓練・就業斡旋のため、障がい者施設やハローワークとの連携	福祉課
医療、保健、療育、教育、福祉の連携強化	福祉課

用語集

用語（ページ数）	説明
同和問題（部落差別） （p 1）	日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題。
部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法） （p 2）	現在もなお部落差別が存在するとともに情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする。（平成 28 年 12 月公布・施行）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） （p 2）	女性の職業生活における活躍の推進について、基本原則を定めた法律。男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。（平成 27 年 9 月公布、施行）
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） （p 2）	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行）
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法） （p 2）	本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動（せんだう）する不当な差別的言動が行われている。このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解消に向けた取り組みを推進することを目的とする。（平成 28 年 6 月公布・施行）
児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法） （p 2）	児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。（平成 12 年 5 月公布、平成 12 年 11 月施行）
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法） （p 2）	青少年が適切にインターネットを閲覧したり、有害情報の閲覧機会を最小化させるなど、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進することを目的とする。（平成 20 年 6 月公布・平成 21 年 4 月施行）
心のバリアフリー （p 2）	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

在留外国人 (p 4)	中長期在留者（在留資格を有する中長期滞在者）及び特別永住者（終戦前から居住している在日韓国・朝鮮人等）のこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス） (p 5)	配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力の事をいう。
性同一性障害 (p 10)	身体的な性と心の性が一致しないこと。最近では世界保健機関（WHO）が性同一性障害を「障害」の分類から除外しており、国内でも性別違和や性別不合などの表現が用いられるようになっている。
性的指向 (p 10)	異性愛、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。
エイズ患者 (p 10)	HIV（エイズウイルス）に感染し、発病した人のこと。
HIV（エイズウイルス）感染者 (p 10)	HIV（エイズウイルス）に感染しているけれど、病気を発症していない状態の人のこと。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） (p 24)	労働者の仕事と生活全般の調和を支援するという考え方で、子育てとの両立のみならず、独身者も含め、ボランティア活動や自己啓発などの個人で行う領域までを含む広い概念。女性の社会進出、家族形態の多様化、労働者の意識の変化、少子高齢化等を背景に企業の取り組みや政策面での対応が徐々に進みつつある。
ノーマライゼーション (p 27)	障がいがある人も、ない人も共に生きる社会こそがノーマル（普通）な社会であるという考えのこと。
訪日外国人 (p 28)	日本を訪れる外国人の総称で、日本国外から日本に来る人を指し、その目的には観光やビジネス、その他すべての場合が含まれる。
性的少数者 (p 31)	代表的な性的少数者としてLGBTという言葉が用いられることも多いが、その他にもさまざまなセクシュアリティの人が存在するといわれている。L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（心の性と身体の性の不一致）

日本国憲法（抄）

昭和 21（1946）年 11 月 3 日公布

昭和 22（1947）年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

世界人権宣言

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

平成 12 (2000) 年 12 月 6 日公布・施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年法律第 109 号

平成 28 年 12 月 16 日公布・施行

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

衆議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 11 月 16 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 12 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

津島市人権が尊重されるまちづくり条例

平成30年条例第1号

津島市は、昭和54年に策定した津島市総合計画において、都市づくりの基本理念の一つとして、差別をなくし、基本的人権を尊重しつつ、地方自治を確立することを掲げました。以降、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。

人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、平成12年に津島市人権施策推進本部を設置しました。平成16年には津島市人権施策推進プランを策定し、市民意識や社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じ見直してきました。

また、これまで多くの人々の努力により、人権が尊重されるまちの実現に向けた取組が行われてきました。国においても、偏見や差別の解消のために様々な立法措置がなされています。

しかしながら、今日もなお、様々な偏見や差別（部落差別、障がい者差別、外国人差別等）が存在し、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題（インターネットによる人権侵害等）も生じ、市民生活を脅かしています。

市、市民及び事業者が人権問題を認識し、互いの役割を理解し合い協働することにより、明るく安心して暮らせる人権が尊重されるまちを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市が推進する人権が尊重されるまちの実現に関し、市等の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権が尊重されるまちづくりの推進に関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、あらゆる偏見や差別を解消し、全ての人の人権が尊重されるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権 人が人として幸せに生きていくための何人も侵すことができない権利をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

（市等の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において人権が尊重されるよう、人権施策を推進する責務を有する。

2 市の職員は、第1条の目的を達成するため、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、市と共に自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、人権意識の向上を図り、市と協力し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めるものとする。

(人権施策に関する基本計画)

第6条 市は、あらゆる偏見や差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する事項
- (2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 相談及び支援体制の整備に関する事項
- (4) その他人権が尊重されるまちづくりの推進のために必要な事項

3 市は、基本計画に基づく施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。

4 市は、社会情勢の変化や意識調査等の結果により必要が生じたときは、基本計画を見直すものとする。

(人権施策の推進)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、5年以内ごとに意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

2 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第8条 人権施策に関する事項その他この条例の目的を達成するための必要な事項について審議するため、津島市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体が推薦した当該団体の代表者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年津島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中第51号を第52号とし、第50号の次に次の1号を加える。

51	人権施策推進審議会委員	日額	6,700円
----	-------------	----	--------

津島市人権施策推進審議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津島市人権が尊重されるまちづくり条例（平成30年津島市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、津島市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、人権施策に関する事項その他条例の目的を達成するための必要な次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 津島市人権施策推進プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) 津島市人権施策推進プランの実施計画並びに進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 市民意識調査等に関すること。
- (4) 事業の実施に係る関係団体等との連絡及び調整に関すること。
- (5) その他条例で規定された目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 条例第8条第2項に定める委員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 津島人権擁護委員協議会津島地区委員会の代表者2名
- (3) 津島市民生委員・児童委員協議会の代表者
- (4) 津島市社会教育審議会の代表者
- (5) 津島市南文化センター運営協議会の代表者
- (6) 津島市女性の会の代表者
- (7) 津島市PTA連合会の代表者
- (8) 津島市老人クラブ連合会の代表者
- (9) 津島市障がい者関係団体の代表者
- (10) インターネット接続事業者
- (11) 津島市更生保護女性会の代表者
- (12) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は委員の任期による。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は、特定の事項を調査研究する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の意見を聞いて、委員の中から会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

津島市人権施策推進審議会委員会名簿

(順不同、敬称略)

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	黒 田 剛 司	津島人権擁護委員協議会津島地区委員会の代表者
副会長	水 谷 瀧 男	学識経験者 愛知人権ファンクション委員会
委 員	小 澤 功 子	津島人権擁護委員協議会津島地区委員会の代表者
〃	鈴 木 悦 子	津島市民生・児童委員協議会の代表者
〃	梶 村 明 人	津島市社会教育審議会の代表者
〃	加 藤 栄 一	津島市南文化センター運営協議会の代表者
〃	野 田 勝 子	津島市女性の会の代表者
〃	杉 浦 啓 方	津島市PTA連合会の代表者
〃	前 田 慶 子	津島市老人クラブ連合会の代表者
〃	竹 本 都美子	津島市障がい者関係団体の代表者〔津島市身体障害者福祉会〕
〃	青 木 啓	インターネット接続事業者〔西尾張シーエーティーヴィ株式会社〕
〃	三 輪 宮 子	津島市更生保護女性会の代表者
〃	木 村 智 衆	その他市長が適当と認める者〔人権団体〕

津島市人権施策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、津島市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育・啓発に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部には本部員を置き、別表1に掲げる構成員をもって充てる。

- (1) 本部の長は、本部長とし、市長をもって充てる。
- (2) 本部に副本部長を置き、副市長をもって充てる。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 市長が不在のときは、本部長に副市長をもって充て、副市長が不在のときは、副本部長に津島市部設置条例（昭和63年津島市条例第18号）第1条に規定する室又は部の長をもって充て、その順序は、同条に規定する室又は部の順序とする。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- (2) 幹事会は、市民生活部長が招集し、議長となる。
- (3) 幹事会には、必要に応じて関係課長に出席を求めることができる。

(部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務にかかる事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部に関する庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

津島市人権施策推進本部員

本 部 員	
市	長
副	市長
教	育長
市	長公室長
総	務部長
市	民生活部長
健	康福祉部長
建	設産業部長
会	計管理者
市	民病院事務局長
上	下水道部長
消	防長
教	育委員会事務局長
議	会事務局長

別表2 (第5条関係)

津島市人権施策推進本部幹事会員

幹 事		
市	市長公室	企画政策課長
		人事秘書課長
		危機管理課長
		シティプロモーション課長
総	務部	総務課長
		財政課長
市	民生活部	市民協働課長
		市民課長
健	康福祉部	福祉課長
		高齢介護課長
		子育て支援課長
		健康推進課長
建	設産業部	都市計画課長
		都市整備課長
		産業振興課長
市	民病院	管理課長
上	下水道部	管理課長
消	防本部	予防課長
教	育委員会	学校教育課長
		社会教育課長
市	議会事務局	議事課長

市民意見募集結果

「津島市人権施策推進プラン2030」の策定にあたり、「津島市人権施策推進プラン2030(案)」に対する意見を下記のとおり募集しました。

1 募集期間

令和2年12月3日(木)から17日(木)まで

2 募集周知

市のホームページ、市政のひろばに掲載

3 募集方法

郵送、FAX、電子メール、投函箱(市役所、神守支所、神島田連絡所)

4 募集結果

0件

津島市人権施策推進プラン 2030

令和3年3月

発行 津島市

編集 津島市市民生活部人権推進課

〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地

TEL 0567-55-9364